

令和7年11月14日

秩父広域市町村圏組合議会定例会会議録

秩父広域市町村圏組合議会

秩父広域市町村圏組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
説明のための出席者	4
職務のため出席した事務職員	5
開会・開議	6
議事日程について	6
議席の指定	6
副議長の選挙	6
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
諸報告	7
管理者提出議案の報告	9
管理者の挨拶	9
一般質問	11
議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	37
議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	46
議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決	47
議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決	50
閉会	52

秩父広域市町村圏組合告示第69号

令和7年第3回秩父広域市町村圏組合議会11月定例会を、次のとおり招集する。

令和7年11月7日

秩父広域市町村圏組合
管理者 富田能成

1. 期 日 令和7年11月14日（金）午前10時
2. 場 所 秩父市役所本庁舎4階議場

令和7年11月14日

秩父広域市町村圏組合議会定例会

秩父広域市町村圏組合議会定例会議事日程

令和7年11月14日午前10時開会

- 第 1 議席の指定
- 第 2 副議長の選挙
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 会期の決定
- 第 5 諸報告
- 第 6 管理者提出議案の報告
- 第 7 一般質問
- 第 8 議案第16号 令和6年度秩父広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 議案第17号 秩父広域市町村圏組合水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第18号 令和7年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1回）
- 第11 議案第19号 令和7年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第2回）

(開会 午前10時06分)

出席議員 (16名)

1番	小松穂波	議員	2番	高野佳男	議員
3番	坂本勝幸	議員	4番	内田均	議員
5番	本橋貢	議員	6番	赤岩秀文	議員
7番	木村隆彦	議員	8番	小櫃市郎	議員
9番	宮原みさ子	議員	10番	関根修	議員
11番	若林光雄	議員	12番	四方田実	議員
13番	大島瑠美子	議員	14番	新井利朗	議員
15番	猪野茂	議員	16番	今井敏夫	議員

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

富田能成	管 理 者
清野和彦	副 管 理 者
黒澤栄則	理 事
鈴木日出男	理 事
森真太郎	理 事
鈴木光一	監 査 委 員
濱田雅之	事 務 局 長
鈴木千野	会 計 管 理 者
加藤好一	消 防 長
北堀史子	水 道 局 長
本峯治彦	事 務 局 参 事 兼 福 祉 保 健 課 長 兼 会 計 課 長
黒沢武徳	総 合 調 整 幹 兼 消 防 署 長
千嶋浩	事 務 局 次 長 兼 管 理 課 長
岩田聡	事 務 局 次 長 兼 秩 父 事 務 局 次 長 兼 秩 父 クリーンセンター所 長
鈴木和行	消 防 本 部 次 長 兼 監 危 機 管 理 防 災 監
引間宣行	消 防 本 部 専 門 員 兼 総 務 課 長
浅見修	水 道 局 次 長 兼 工 務 課 長 兼 横 瀬 事 務 所 長

権	頭	義	典	水	道	局	次	長	兼
浅	賀	進	二	西	秩	父	事	所	長
引	間	逸	朗	水	道	局	技	監	兼
横	山	貴	俊	皆	野	長	事	務	所
堀	口	忠	寿	財		務	課		長
新	井	幸	男	秩	父	環	境	衛	生
中	畝	孝	文	所	長	兼	兼	斎	場
黒	澤	和	範	し	尿	政	策	課	長
木	村	和	彦	清	流	園	所		長
守	屋	和	佳	溪	流	園	所		長
四	方	敏	行	小	鹿	野	し	尿	処
				セ	ン	タ	一	所	理
				予		防	課		長
				警		防	課		長
				指	揮	統	制	課	長

職務のため出席した事務職員

千	嶋		浩	書		記		長
柴	田	卓	也	書				記

午前10時06分 開会

○開会・開議

議長（赤岩秀文議員） ただいまの出席議員は15名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第3回秩父広域市町村圏組合議会11月定例会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

○議事日程について

議長（赤岩秀文議員） 議事日程は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

○議席の指定

議長（赤岩秀文議員） まず、議席の指定を行います。

今回、組合議会議員の任期満了に伴い、新たに組合議会議員になりました猪野茂議員、今井敏夫議員の議席は、会議規則第3条第2項の規定により、議長において指名をいたします。

議席番号と氏名を書記に朗読いたさせます。

書記。

（柴田卓也書記登壇）

柴田卓也書記 朗読いたします。

15番 猪野茂議員 16番 今井敏夫議員

以上でございます。

議長（赤岩秀文議員） ただいま朗読いたしましたとおり議席を指定いたします。

○副議長の選挙

議長（赤岩秀文議員） これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（赤岩秀文議員） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることと決しました。

お諮りをいたします。被選挙人の指名については、議長において指名することといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（赤岩秀文議員） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することと決しました。

それでは、副議長には、16番、今井敏夫議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました16番、今井敏夫議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(赤岩秀文議員) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました今井敏夫議員が副議長に当選されました。

当選された今井敏夫議員が議場におりますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

今井敏夫議員、登壇してご挨拶をお願いいたします。

(16番 今井敏夫議員登壇)

16番(今井敏夫議員) ただいま皆さんから副議長のご指名をいただきました、今井敏夫でございます。赤岩議長のフォローを一生懸命やりたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。(拍手)

○会議録署名議員の指名

議長(赤岩秀文議員) 次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において指名をいたします。

15番 猪野 茂 議員

16番 今井敏夫 議員

1番 小松穂波 議員

以上3名の方をお願いをいたします。

○会期の決定

議長(赤岩秀文議員) 次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(赤岩秀文議員) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定をいたしました。

○諸報告

議長(赤岩秀文議員) 次に、諸報告を行います。

まず、常任委員会委員の指名についてご報告いたします。小鹿野町から新たに選出された2名の

議員については、委員会条例第5条第2項の規定により、議会閉会中に議長において、今井敏夫議員を総務常任委員会委員に、猪野茂議員を厚生衛生常任委員会委員に、指名により選任いたしましたので、ご報告をいたします。

次に、管理者より指定専決に係る和解及び損害賠償の額の決定について報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査及び定例監査の結果報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

この際、監査委員に説明を求めます。

鈴木監査委員。

(鈴木光一監査委員登壇)

鈴木光一監査委員 監査委員の鈴木でございます。

まず、地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき実施いたしました、例月出納検査の結果につきましてご説明申し上げます。

お手元に配付されております報告書は、本年6月から9月までのそれぞれの月末現在における一般会計及び歳入歳出外現金、また水道事業会計について検査を実施したものでございます。これらについて検査しましたところ、現金出納簿の各月末残高はいずれも検査資料と符合し、正確に処理されておりました。また、各会計の現金につきましては、定期預金及び普通預金により保管されており、通帳、証書等の管理も適切に行われているものと認めました。

なお、本年9月末現在の一般会計及び歳入歳出外現金の残高は12億2,943万2,093円、水道事業会計の残高は39億2,089万9,397円であることを確認しました。

続きまして、決算審査につきましてご報告申し上げます。

令和6年度秩父広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算及び政令で定める証書類等について、地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定に基づき決算審査を行い、意見書にまとめました。意見書につきましては、後ほどご高覧賜り参考としていただければ幸いに存じます。

次に、地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施しました定例監査の結果につきまして、ご説明申し上げます。

去る10月22日に、令和6年度及び令和7年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況等について監査を実施したものでございます。今年度は、消防本部の総務課、指揮統制課、消防署の管理指導課、消防課並びに水道局の経営企画課、工務課、大滝・荒川事務所を対象としました。監査の方法は、各箇所に対してあらかじめ監査資料の提出を求め、監査当日に所属長から説明を聴取する方法でございまして、消防庁舎及び車両の視察も実施しました。その結果、各事務事業は、関係法令、条例等に基づき適正に処理されているものと認めました。

なお、監査計画の詳細につきましては、お手元に配付されております定例監査結果報告書を御覧

いただきたいと存じます。

以上で説明を終わります。

議長（赤岩秀文議員） 以上で諸報告を終わります。

○管理者提出議案の報告

議長（赤岩秀文議員） 次に、管理者から議案の提出がありましたので、ご報告をいたします。

議案につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

○管理者の挨拶

議長（赤岩秀文議員） この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

管理者。

（富田能成管理者登壇）

富田能成管理者 議員の皆様、傍聴の皆様、おはようございます。赤岩議長からお許しをいただきましたので、一言管理者としてご挨拶をさせていただきたいと存じます。

本日ここに秩父広域市町村圏組合議会11月定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに大変お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

まず初めに、去る10月21日の夜、当組合水道局が発注した横瀬町内水道管布設替え工事が原因となり、横瀬町の一部地域において通信障害が発生した経緯について、工事の発注者としてご迷惑をおかけした地域住民の皆様や企業の皆様、その他ご心配をおかけした皆様に、この場をお借りし改めておわびを申し上げます。工事を実施した事業者やN T T東日本さんとともに、しっかり状況を精査、検証し、事業内容及び再発防止に努めてまいりたいと考えています。大変申し訳ございませんでした。

さて、このたび10月に行われました小鹿野町議会議員選挙に伴いまして、小鹿野町議会から新たに猪野茂議員と今井敏夫議員が組合議員となりました。また、今井議員には副議長もお務めいただくということでございます。お二人には、本組合事業の推進に当たりまして、ご指導いただきますようお願いを申し上げます。

さて、7月定例会の管理者冒頭挨拶におきまして、策定に向けて調整中と申し上げました「組合ビジョン・ミッション・バリュー」、ビジョンは目指すもの、目的、ミッションはやるべきこと、使命、バリューは大切にすること、大切にする価値観という意味ですけれども、これができましたので、議員の皆様を紹介し、共有をさせていただきたいと思っております。

まず、組合の目指すもの、ビジョンは、「秩父の暮らしを未来へつなぐ」でございます。組合の仕事は、秩父の暮らしを未来につなぐことを目指すというものでございます。人口減少が続き、1市4町全部が消滅可能性自治体に振られてしまっている秩父地域は、今が踏ん張りどころだと思って

います。前例踏襲、受け身、惰性では、秩父の未来は開けない。皆で一丸となって頑張らねば、未来につなげないとの思いが込められています。

次に、組合がやるべきこと、ミッションは、「力をあわせて、秩父の暮らしを支え、地域を守る」です。少子高齢化が進み、人口減少が続く中でも、1市4町が力を合わせて、そして職員が力を合わせて、この地域の暮らしを支え、この地域を守り続けるというものでございます。

最後に、大切にすること、バリューでございますが、3つ挙げさせていただきました。1つ目は、「安全」であります。住民の皆さんに安全な暮らしを届ける。私たちは、安全第一で仕事をする。そして、安全から安心をつくる。私たちにはその責務があるということでもあります。

2つ目は、「連携」であります。皆で連携して仕事を進めていくというものであります。現在の秩父地域1市4町の連携は、全国に誇れる先進的な連携ができていると思っています。1市4町の連携はもちろん、組合内の連携もしっかり図り、これらを強みにして仕事を進めていきたいというものであります。

3つ目は、「アップデート」であります。今のやり方でよしということではなく、もっとよいやり方がないか考え続けながら仕事をするというものでございます。

以上、この「組合ビジョン・ミッション・バリュー」を職員一人一人が意識し共有をし仕事を行い、秩父の暮らしを未来につなげていくというものですので、議員の皆様にもご承知をいただければというふうに思います。

本組合で共同処理する事務事業は、住民生活に不可欠なものであり、その継続が求められています。水道事業におきましては、統合から10年の節目を迎えました。この間、基本計画に基づき広域化整備事業を重点的に実施するとともに、管路の耐震化などの災害に強い施設整備についても進めてまいりましたが、昨今の物価高騰や賃金等の上昇による工事費の増大、さらには電力価格高騰による施設や設備の運転経費の増大により、厳しい経営状態となっております。

また、人口減少等に伴う水需要の減少などから水道料金収入の減収が見込まれる中で、健全な経営を維持し、かつ山積する課題に対処するために、令和8年4月1日から行う予定の料金改定について、住民の皆さんのご理解を得るためにパブリックコメント及び住民説明会を実施いたしました。

引き続き、水道事業に対します議員の皆様のお力添え、ご理解を賜り、事業を進めていきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日執行部でご提案いたします議案の概要について説明をさせていただきます。

本定例会でご審議いただきます議案は、4件でございます。まず、議案第16号 令和6年度秩父広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を得たいため提出するものでございます。

次に、議案第17号 秩父広域市町村圏組合水道事業給水条例の一部を改正する条例につきましては、災害その他非常の場合における給水装置工事の施行に関する特例の整備及び料金改定を行いた

いため、関係する規定の整備を行いたいものでございます。

議案第18号 令和7年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1回）につきましては、令和6年度一般会計決算に係る繰越金の確定に伴う歳入補正のほか、人件費及び事業費に係る歳出補正を行いたいものでございます。

次に、議案第19号 令和7年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第2回）につきましては、消費税及び地方消費税還付金の変更、路面復旧費の見直しと工事請負費の見直し及び追加計上、また債務負担行為の変更に係る補正を行いたいものでございます。

以上、議案の概要について申し上げましたが、詳細につきましては担当から説明させていただきますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

各市町の12月議会定例会、また年末を控え何かとお忙しい時期になってまいりますが、議員の皆様にはご自愛をいただき、ご健勝にて秩父圏域の発展のためにご活躍いただきますことをご祈念申し上げます、管理者の挨拶といたします。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○一般質問

議長（赤岩秀文議員） これより一般質問を行います。

一般質問に入る前に、改めて傍聴にお越しになられました皆様にご注意申し上げます。受付で配布いたしました傍聴規則をよくお読みいただき、その内容をお守りいただきますようお願い申し上げます。これは注意として申し伝えさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、お手元に配付してございます一般質問通告一覧表に従いまして発言を許します。

発言に入る前に一言申し上げます。質問者におきましては、その内容を端的に述べられ、質問と答弁を含めて60分以内となっておりますことに、特にご留意をくださいますようお願い申し上げます。また、これに対する答弁も要点を簡明に述べられるようお願いいたします。

それでは、発言を許します。

1番、小松穂波議員。

（1番 小松穂波議員登壇）

1番（小松穂波議員） 皆さん、こんにちは。1番、秩父市の小松穂波でございます。

傍聴にお越しになられました皆様、日頃より秩父地域の広域事業に関心をお寄せいただき、また秩父夜祭を半月後に控えたお忙しい中、議場に足をお運びいただき、誠にありがとうございます。そして、日々私たち住民の生活になくてはならない秩父広域市町村圏組合の事業を担い、私たち住民のためにご尽力いただいている職員の皆様に心から感謝申し上げます。また、秩父広域市町村圏組合は、秩父地域のインフラを支えるとても重要な機関であり、1市4町に暮らす私たち住民の生活を支えてくれている大切な組織です。組合の現状と今後について、今まで以上に真剣に考え運営していく責務が、構成自治体にはあり、私たち住民も関心を持つことが重要だと思います。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問に移らせていただきます。本日の私の一般質問、大きく分けて2つございます。まず、大きな1つ目は、荒川古池地区における水道整備計画についてお伺いいたします。この質問の前提として、9月に開催された秩父市議会定例会で、浅海忠秩父市議会議員が行った一般質問がございます。その内容は、荒川鬻川町会、古池・大指地区の水道事業についてという内容で、平成の大合併前からの課題であり、古池地区の皆さんの悲願であった公共水道化について、今年度の広域市町村圏組合の事業計画に入っていないため、現状はどうなっているのかというものでした。この質問に対して秩父市の環境部長から、当組合水道局に問い合わせたところ、新たな水道ビジョンを検討する中で、様々な要因から整備拡張を抑えること、また地元への質問がなされていないことなど答弁がありました。このことを踏まえ、質問させていただきます。まず、これらの経緯、続いて10月に行われたとお聞きしております古池地区住民説明会の対応、そして今後の対応をお聞かせください。

続きまして、大きな2番として、秩父広域市町村圏組合が目指すビジョンについてお伺いいたします。実はこの質問は、私が秩父市議会令和7年3月定例会で、当時の秩父市長及び各部局長に質問させていただいております。私たちは、誰でも平等に生があり死があります。秩父地域に生きる我々住民も、限られた人生を彩り豊かで悔いがなく全うするよう、自治体のリーダーが掲げる未来の姿を共有し、前に進むことが必要です。そのためには、目指す方向性をイメージできるビジョンの構築が必要だと考えます。個の力は僅かですが、おのおののベクトルが同じ目標に向かってこそ、太い骨格が形成されます。秩父地域が理想の未来を共通に想像できる目標設定を行うことこそ、今後の秩父地域には不可欠かと思っております。また、おのおのに与えられた役目に重要感を持って取り組めるかで、仕事の質も大きく変わってきます。重要感を持った個々のエネルギーを、大きな柱に集中させる施策が期待されます。人は、見えない、または理解できないから、それが不安になって疑心暗鬼につながります。分かりやすく見える化できる事柄は積極的に公開し、共通認識を深められる社会を構築することが、明るく希望が持てる未来につながるのだと思います。ビジョンとは、将来の見通しや未来像、目指すゴールのことで、将来に向けてありたい、あるべき姿を明文化したものです。先見、展望、構想を示すことだと定義づけられています。ビジョンは、組織が目指すゴールであり、そこで働く職員などにとっては進むべき方向性の指針となるもので、ビジョンがないと何を目標にどこへ進めばいいか、なぜそれをやるのかという意義を失ってしまうおそれもあります。ビジョンですが、職員の共通認識にすることは、私がここでお話しするまでもございません。ですが、実際多忙な業務やルーチン化された日常に追われ、おのれの仕事がどのようなビジョンの下、行われているのか、目指すものを見失ってしまうこともあるのではないのでしょうか。住民の皆様に分かりやすく明確なビジョンを示す役割が、行政にはあると考えます。そこで広域市町村圏組合の目指すビジョンと現在の課題、加えて課題に対する解決策を管理者から、また各セクションの目指すビジョンと、それに対する各セクションの課題、またそれに対する解決策を、各代表者

の皆様にお伺いさせていただきます。また、偶然にもこのビジョンについては、私の一般質問通告とほぼ時を同じくして、富田管理者から「秩父広域市町村圏組合ビジョン・ミッション・バリュー」として示されました。このビジョン・ミッション・バリュー作成の経緯と管理者の思いも併せてお聞かせください。内容が重複してしまっているところもございますが、ご理解いただき、ご答弁いただけますようお願いいたします。

私の壇上での質問は以上になります。再質問は質問席にて行わせていただきます。

議長（赤岩秀文議員） 1番、小松穂波議員の質問に対する答弁を求めます。

水道局長。

（北堀史子水道局長登壇）

北堀史子水道局長 1、荒川古池地区における水道整備計画について、順次お答え申し上げます。

まず1つ目、これまでの経緯につきましては、秩父市荒川古池地区につきましては、公営水道の整備されていない地区、いわゆる未給水地区でございまして、地元の人々により共同で水道施設の運営がなされてまいりました。市町村合併前の荒川村時代には、古池地区の住民の皆様より、荒川村に対し、上水道の整備に係る要望書が提出され、同地区内における県道皆野両神荒川線改良計画に合わせ、公営水道への整備を実施する計画が示されておりました。

なお、平成14年、15年度には、当時の荒川村により贛川柿平地区に一部管路の埋設が実施されております。その後、平成17年4月の市町村合併を経て、計画は合併後の秩父市に引き継がれることとなりましたが、県道整備の遅延により事業は進展することはございませんでした。

平成28年4月の水道事業の統合後は、現在の水道局に計画が引き継がれることとなり、平成27年3月に策定されました秩父地域水道事業広域化基本計画に古池地区への給水計画が明記され、計画当初は、令和4年、令和5年度の事業実施を計画しておりました。その後、令和3年7月に基本計画の見直しを行い、事業実施時期は令和8年以降と変更されております。

令和5年9月からは、令和8年度の水道料金改定に合わせ、秩父地域における人口の将来推計と水需要を基に、新たな計画である水道ビジョンの策定に着手し、令和8年以降の投資計画について、現在の経営環境を反映した見直しを行うこととなりました。特に山間地域における投資、維持管理に関しては、水道料金高騰を招く要因と捉えており、地理的要件により極端な人口減少が見込まれる地域については、新たな投資は控えざるを得ない状況とし、検討を進めることとしております。

令和6年7月には、当時の組合の管理者に対し、新水道ビジョン策定に伴い山間地域における投資規模の見直しと、新たな給水方針の検討についての相談をいたしました。人口減少が進む秩父地域で水道事業を継続するためには、山間地域への整備方針の転換が必要との見解に至り、これまで掲げてまいりました古池地区の未給水の解消については、計画の見直しの検討を行うこと、また住民への周知についての判断を仰いでおります。

管理者からは、地元住民への配慮をしつつも、山間地における投資は慎重に行う必要があり、人

口が減少する中で未給水地域である古池地区への水道拡張は財政上困難であり、計画の変更は致し方がないとの判断であり、拡張は控えることとし、周知については折を見て行うこととされました。その後、本年9月の秩父市議会一般質問において、浅海議員より本件に係るご質問をいただき、秩父市環境部を通じ、水道事業において計画実施を控えることとした旨の答弁をさせていただいております。

次に、(2)、古池地区住民説明会の内容をご説明し申し上げます。本年10月29日、水道局は、古池地区の住民の皆様には説明会を実施し、これまでの経緯、計画の実施を控えることとした経緯をお伝えいたしました。住民の皆様からは、地域の高齢化が進む中で、現在お使いの水道施設の維持管理に大変ご苦勞されているお話を伺いました。また、公営水道への接続は古池地区住民の悲願であり、皆様が長きにわたり大きな期待を寄せていた事業であったことをお伝えいただき、今回の計画の変更について、地元への相談を行わずに進めたことは、大変遺憾であり残念であるのご意見を頂戴しております。今後については、古池地区の皆様が安心して安全な水が飲める環境を整備していただきたいのご意見、ご要望をいただきました。水道局からは、地元への相談を行わずに計画変更を行ったことについておわび申し上げるとともに、安心、安全な水を供給する環境づくりについて、秩父市とともに協議、検討してまいり所存であることをお伝えいたしております。

(3)、今後の対応でございますが、今回の説明会の中で、今年度末、令和8年3月までに今後の方針を示していただきたいのご意見を頂戴しております。水道局といたしましては、皆様の不安を払拭できるよう秩父市と連携し検討を進め、住民の皆様に対し、情報の提供、今後の方針についてのご相談を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（赤岩秀文議員） 答弁を求めます。

管理者。

(富田能成管理者登壇)

富田能成管理者 それでは、私のほうから追加で答弁をさせていただきます。

まず、水道局で現在策定を進めています水道ビジョンにおきましては、山間地域の投資規模の見直しを掲げています。本来独立採算を前提とする水道事業を、将来にわたり安定し継続させるためには、事業を選択する上で山間地域への新たな投資は慎重にならざるを得ない状況であることをご理解をいただきたいと思っています。一方、古池地区における水道整備計画の変更につきまして、地元住民の皆様には長年にわたり大きな期待を抱いておりましたところ、皆様に報告することなく方針の変更を余儀なくされたことは大変申し訳なく、深く組合として反省すべきところと考えております。今後につきましては、地元の皆さんとのコミュニケーションをよく取りつつ、秩父市さんとも相談をしながら方向性を示してまいりたいというふうに考えています。

続きまして、質問の2番、秩父広域市町村圏組合が目指すビジョンについて、私のほうからまず

ビジョンについての総括の答弁をさせていただきたいというふうに思います。まず最初に、ビジョン作成に至った思いを答弁させていただきたいというふうに思います。当組合は、昭和45年に構成市町村の一部の事務を行う目的で設立をされ、今年で55年を迎えます。発足当初は、結核予防、伝染病予防、ごみの収集・処理で始まり、翌年には火葬、霊柩車と常備消防が加わり、その後、幾つかの事業の移管と廃止により共同処理事務の増減があり、近年では平成28年4月からの水道事業、それから令和5年4月からのし尿収集・処理が加わり、現在は11の共同処理事務を行っています。

組合の共同処理事務の増減につきましては、国の制度改正や構成市町の状況などによって影響を受けることが多くて、ある意味では、一部事務組合ですけれども、受け身で仕事を受けているというようなどころがありまして、これまでは自らビジョンを掲げて事業を行うということはございませんでした。一方、この55年間で組合の位置づけは大きく変化をしたというふうに認識をしています。発足当初に比べ、共同処理事務の範囲は拡大しました。それから、多くの住民生活に欠かすことができない事業を担い、組合の役割は一層重要度が増してきているというふうに認識をしています。そして、秩父地域はますます困難な状況になってきているというふうに認識をしています。55年間、基本的には変わらなかった組合のガバナンス、この組織の在り方がこのままでよいのかということは、私は違う、このままではよくないということを強く思いました。簡単に言うと時代が変わって状況が変わりましたので、組合が受け身でいい時代、与えられた仕事を粛々とこなすだけでいい時代は終わったというふうに考えています。今のこの状況を受けまして、この組織をもっと強い組織にする必要がある、もっとチーム力を上げる必要がある。そして、何より組合で働く職員の皆が、プライドとやりがいを感じられるような組織にする必要があるということを強く感じました。組合ですので、もちろんプロパー職員もいますし、それから出向の職員もおります。そして、管理者は替わっていくわけです。管理者が替わったとしても、メンバーが入れ替わったとしても、皆で同じ方向を向いて仕事ができるようにするために、言い方を変えると管理者が誰であっても、メンバーが入れ替わったとしても、組織が自立して自らよい方向に向けて動き出せるように、動けるように、動き続けられるように、まずは皆で共有できる目的、使命、価値観をつくる必要があるということを感じ、今回のビジョン策定に至りました。これはつくって終わりではなくて、大事なのはここから先だと思っています。これを起点にして、これをよりどころにして、一人一人が自ら考え行動し、それでいてチームワークのよい組織をつくっていききたい。誇りとプライドある秩父広域市町村圏組合の組織、文化、カルチャーを築いていきたいというふうに思っています。

以上です。

議長（赤岩秀文議員） 事務局長。

（濱田雅之事務局長登壇）

濱田雅之事務局長 小松議員のご質問のうち秩父広域市町村圏組合が目指すビジョンについて、順次事務局、消防本部、水道局、それぞれお答えいたします。

まず、(1)の秩父広域市町村圏組合が目指すビジョンにつきましては、先ほど管理者からのご答弁のとおり、組合職員が同じ方向を向いて仕事を行うための指針「秩父広域市町村圏組合ビジョン・ミッション・バリュー」を策定いたしました。管理者の挨拶と重複する部分がございますが、まず私たちが目指すもの、ビジョンは「秩父の暮らしを未来へつなぐ」です。私たちの仕事は、秩父の暮らしを未来につなぐためにあるというものでございます。

次に、組合のやるべきこと、ミッションは「力をあわせて、秩父の暮らしを支え、地域を守る」です。少子高齢化が進み人口減少が続く中でも、職員が力を合わせて、この地域の暮らしを支え、この地域を守り続けなければならないというものです。

最後に、大切にすること、バリューは、安全、連携、アップデートの3つを掲げております。住民の皆さんに安全な暮らしを届ける。安心してもらおう。安心安全をつくるために、組合内はもちろん、構成市町とも連携して仕事を進めていく。そのためには、今のやり方でよいということではなく、もっとよいやり方がないかを考え続けながら仕事をしていかなければならないものです。ご承知のとおり、当組合で現在行っております共同処理事務は、住民生活に密着した必要不可欠な業務であり、災害等が発生した場合でも継続が求められております。人口減少、少子高齢化が進む状況で、秩父地域は岐路に立っており、私たちの先祖や先輩が築き上げてくれた秩父の未来は、このままではつながらないと管理者からも言われております。この「組合ビジョン・ミッション・バリュー」を、まさに時代の岐路に立つ我々職員一人一人が意識しながら仕事を行い、次世代にこの暮らしを伝えていく、つないでいく大きな役割を持っているということを自覚してまいりたいと存じます。

次に、(2)、現在の課題ですが、事務局における現在の課題につきましては、まず水道局を含めた組合全体の課題でありますプロパー職員の管理職職員の不足や派遣職員の転籍、プロパー化、また技術系職員の確保などの人事に関する事。

次に、共同処理事務の増加に伴います予算規模の増加への対応。

次に、DX、デジタルトランスフォーメーション推進の一環から電子契約の導入検討、さらに公共情報システムの効果的かつ効率的な整備及び運用をするために介護認定審査会システムのガバナメントクラウド標準化移行に関する事。

さらには、平成9年7月竣工の秩父クリーンセンターにおける未整備設備の更新及び延命化対策、平成2年4月竣工の最終処分場の延命化対策、運用開始から8年が経過しました秩父斎場の適正な維持管理及び機器更新などの施設整備に関する事。

そして、新たなし尿処理施設の建設と、老朽化した清流園、溪流園、小鹿野し尿処理センター、3つのし尿処理施設の維持管理などとなります。

続いて、(3)、課題に対する解決策につきましては、まずプロパー職員の管理職職員の不足につきましては、職員採用試験におきまして、国、都道府県、市町村または一部事務組合

等で10年以上継続した勤務経験のある方を対象に、年齢制限を設けた行政実務経験者採用試験を実施し対応しております。今年10月1日付で1名の採用を行い、来年、令和8年4月1日付でも3名の採用を予定しております。

続いて、職員のプロパー化に関しましては、派遣職員の転籍など意向確認を行っております。特に水道局への派遣職員につきましては、技術継承の観点からも、引き続き派遣元と転籍等について協議を進めてまいりたいと考えております。また、技術系職員の確保につきましても、引き続き技術系職員採用試験を実施し対応してまいりたいと考えております。

次に、共同処理事務の増加に伴う予算規模の増加につきましては、今後10年間にわたる工事、施設修繕や維持管理をはじめとする年度間の増減推移を把握するものとして、各年度に想定される事業及び概算事業費の共有を図り、今後必要とされる予算がどの程度になるかを認識するための一般会計予算将来推計を策定してございます。この推計を基に予算における歳出額、そして財源の約8割を依存する市町負担金を極端に増額しない予算編成方法としまして、令和8年度予算の編成から枠配分方式を導入したところでございます。

次に、電子契約の導入検討及び介護認定審査会システムのガバメントクラウド標準化移行につきましては、国の施策によるものでありますことから、構成市町の実施状況の確認を行うとともに、構成市町と連携を図りながら事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、クリーンセンターにおける未整備設備の更新及び延命化対策、最終処分場の延命化対策、秩父斎場の適正な維持管理及び機器更新につきましては、それぞれ施設整備計画等に基づき設備の改修、更新等を実施してまいりたいと考えております。

そして、新たなし尿処理施設の建設と老朽化した3つのし尿処理施設の維持管理につきましては、現在計画を精査し、し尿処理施設の整備の方向性を再検討しているところでございますが、新たな処理体制が構築されるまでは、既存の3施設の延命化に重点を置き、修繕等を実施してまいりたいと考えております。

事務局につきましては以上でございます。

議長（赤岩秀文議員） 消防長。

（加藤好一消防長登壇）

加藤好一消防長 小松議員のご質問にお答えします。

（1）、消防が目指すビジョンとして、消防の任務は、住民の生命、身体及び財産を災害から守るために、火災の予防、警戒及び鎮圧をはじめ山岳事故や交通事故などにおける救助、そして救急業務を行っております。秩父広域市町村圏組合のビジョン・ミッション・バリューに示される「力をあわせて、秩父の暮らしを支え、地域を守る」、「住民の皆さんに安全な暮らしを届ける」は、消防の使命そのものでございます。

（2）、現在の課題については、埼玉県北部地域、熊谷市消防本部、行田市消防本部、深谷市消防

本部、児玉郡市広域消防本部と当消防本部の5つの消防本部で、消防指令業務の共同運用を実施したいことをございます。消防指令業務を共同運用することで、限られた人員や財産を有効に活用して、スケールメリットを最大限に発揮できるよう、5つの消防本部で消防指令業務共同運用の可能性について、現在検討を進めているところをございます。

(3)、課題に対する解決策については、これまでも消防指令業務の共同運用について検討を重ねてまいりましたが、各消防本部における指令装置等の更新時期が一致しないなどの理由から、国が示す共同運用の有効性を十分に発揮することができず、実施には至らない状況が続いておりました。今年度に入り、各消防本部において消防指令業務共同運用に向けた機運が高まってきていることから、さらに検討を推し進め、任意の協議会の設置などを含めた具体的かつ精度の高い協議を行い、消防指令業務共同運用が近い将来、実施できるよう取り組んでまいります。

消防からは以上をございます。

議長（赤岩秀文議員） 水道局長。

(北堀史子水道局長登壇)

北堀史子水道局長 それでは、水道局ですが、水道局が目指すビジョンについては「秩父の水道を未来へつなぐ」とし、「将来にわたりあたり前に飲める秩父地域の水道」を目指してまいります。

次に、水道事業における現在の課題につきましては、人口減少が進み水需要が減少する中で、水道事業を将来にわたり安定して継続させるためには、計画的かつ定期的な施設の更新を実施することが必要と考えます。しかしながら、令和8年度以降、国庫補助金等の大幅な減少が見込まれる中で、老朽管対策、災害対策、山間地域における設備投資は、より一層困難になることが予想されます。設備投資のために必要な資金となる水道料金収入の確保は、深刻な問題と捉えております。

水道における課題に対する解決策につきましては、その時々々の社会情勢、経済情勢に柔軟に対応できるよう、5年ごとに定期的な投資計画の見直しを行うとともに、適正な料金水準の見直しを行うこととしております。また、漏水対策、山間地における新たな技術の導入にも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。一方で水道インフラの更新や耐震化には多額の費用がかかるため、国や県からの補助金、交付金などの財政支援を積極的に活用し、水道料金高騰の抑制、住民負担の軽減に努めてまいりたいと考えております。

以上をございます。

議長（赤岩秀文議員） 管理者。

(富田能成管理者登壇)

富田能成管理者 それでは、私のほうから、今事務局等から説明がありましたビジョンについての課題とその解決策というところの最後まとめて答弁させていただきたいと思ひます。

ただいま事務局、消防本部、水道局から、それぞれ現在の課題、課題に対する解決策について答弁がありました。それぞれの部局において様々な課題を抱えており、その課題に対してどのように

解決していくか、それぞれ対応しているところでございます。目先の課題の中では大きなものとして、し尿処理事業、それから消防指令業務の共同運用、水道広域化の最終局面、水道料金の改善などを進めていかなければなりません。

まず、し尿処理事業ですが、これは令和5年から組合の事業となりましたが、新たな処理施設の建設に向け、地域の実情に合った施設整備の方向性を再検討しながら、老朽化した3施設の維持管理を行っていかなければなりません。このし尿処理事業は、この先1年が大きな山場だと思っています。秩父地域の暮らしを未来につなげるために、非常に重要な局面を迎えております。職員皆で協力して乗り越えていきたいと思っています。

次に、消防指令業務の共同運用については、今消防長のほうから説明があったとおりであります。秩父消防本部が消防指令業務の共同運用の勉強会に参加していくことは、県北部地域での共同運用の実現に向かっていくものでありますので、こちらもしっかり進めていきたいというふうに思っています。

水道事業においては、広域化事業が最終局面を迎え、今後多くの国庫補助事業等の財源が望めない中で、必要な料金水準の確保を行うことにより、老朽管対策、災害対策を計画的に実施し、将来にわたり安定した水道事業を継続していかねばなりません。

いずれの事業も住民生活に欠かすことのできない大変重要な事業でございますが、人口減少が進み税収等の減少が見込まれ厳しい財政状況の中、また災害等が発生した際にも事業を進めていく必要があります。ということで、今各論で申し上げたことは、今見えている目先にある課題です。言ってみれば、目先の課題と、私たちは中長期的な課題を抱えながら走っていくということです。その中長期的な課題というのはどういうものか。例えば「秩父の暮らしを未来につなぐ」という、これはビジョンでもあるのですが、一方でそのまま課題でもあります。このままでは、秩父の暮らしは当たり前には未来につなげない。だから、それを課題と捉えて、私たちはできることを様々な手だてでやっていくというふうに理解をしています。簡単にはつなげないから皆で一丸となって頑張っていきたい、そういうことであります。先ほど申し上げましたけれども、ビジョン・ミッション・バリューはあくまでも入り口です。これで一つの柱ができましたので、これを起点に、ここからが大事。ここから組合を本当に強い組織、プライドある組織をつくって行って、「秩父の暮らしを未来につなぐ」をやっていきたいというふうに考えています。

以上です。

議長（赤岩秀文議員） 1番、小松穂波議員。

1番（小松穂波議員） 小松です。

各般にわたりご答弁ありがとうございました。とても前向きなご答弁いただいてうれしいのですが、ここで再質問、私のほうから幾つかさせていただきます。

まず、水道整備計画の変更について、こちら古池地区の念願であった公共水道ということで、30年

近く地域の方が待ちに待っていた水道ということでお聞きしております。浅海議員が9月の秩父市議会定例会のほうでご質問しましたけれども、去年、理事会、そして広域の水道のほうで、こちらのほうの広域水道化は難しく、山間地の話を先ほどされていましたが、私も難しいことではないかなとは皆さん考えていると思います。ただ、30年間そこの住む方たちに、期待を寄せている方たちに対しての説明がいかんせんなかったことに、私のほうも残念だなという気持ちがございます。こちらの説明会、実際浅海議員が秩父市議会のほうで質問された後、10月29日に設定されております。その前にもできたのではないかなと考えるのですが、住民説明が遅れた理由をお聞かせいただければと思います。よろしく願いいたします。

議長（赤岩秀文議員） 水道局長。

北堀史子水道局長 ご質問いただきました遅れた理由ということですが、先月の古池地区の住民説明会でも、やはりそのようなご質問というのは頂戴しております。住民の皆様から30年間の長い間、水道整備を待ち続けたということでお話を聞いておまして、皆様のお気持ちを察すれば、やはり期待に沿えずに不安を与えてしまったことについて深く反省しております。水道局といたしましても、先ほどのご答弁でも申し上げたのですが、周知について折を見てというような管理者の思いでもあったということもあって、皆さんにお伝えするタイミングというのを逸してしまったということ、このことに関しては大変申し訳なく、皆様方におわびを申し上げます。そのような形で今後は前向きに、秩父市とともに皆様に丁寧に接してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（赤岩秀文議員） 1番、小松穂波議員。

1番（小松穂波議員） ありがとうございます。去年のことということなので、こちらにいらっしゃる管理者の方の責任と、そういうことではないのですが、やはり住民を第一に考えるということは、各それぞれのまちの首長さんは、市民、住民のことを考えていらっしゃると思います。その上でこちら広域行政ということで、広域市町村圏組合があります。広域の重要性をもう一度ご理解いただいて、今の方たち、そして今ここにいらっしゃる職員の方たちの反省から、もうこのようなことはないと思いますけれども、これを胸に留めて住民サイドの立場に立ったお考えで事を進めていただければと思います。よろしく願いいたします。

もう一点お聞きしたいのですが、古池地区は公共水道が整わないということなのですが、火災などの有事の際に消火活動に、こちらは影響はないのかどうか。ちょっと心配になりまして、こちらのほう質問させていただきます。よろしく願いいたします。

議長（赤岩秀文議員） 消防長。

加藤好一消防長 ご質問にお答えします。

議員ご質問の、まず地区の消防水利状況についてお話ししますと、防火水槽40トンが3か所、それから消火栓1か所設置しております。そのほかに猪狩神社付近や両神方面に防火水槽が設置され

ている状況で、火災対応につきましては、中山間地域における一般的な消火活動が行える地域と考えております。

以上でございます。

議長（赤岩秀文議員） 1番、小松穂波議員。

1番（小松穂波議員） ありがとうございます。今のご答弁で問題はないということで、私のほうは解釈したのですが、これからいろいろと地域の住民の方のお考えもあると思います。また、こちら今年3月でしたか、さっき水道局長のほうでもいろいろまた検討するというお話いただいていますので、住民の方とのまた説明会等もあると思いますので、そちらも踏まえて、よくご精査いただければなと思います。取りあえず安心しました。火事のほう、こちら有事の火災活動には支障がないということでいただきましたので、ありがとうございます。こちらは、今後自分ごとと捉えてやっていただくということを私のほうからお願いして、この水道事業、古池地区の水道事業については閉じさせていただきます。

続きまして、大きな2番として、秩父広域市町村圏組合の目指すビジョンについてお伺いしました。管理者、水道局長、消防長、そして事務局長ありがとうございます、丁寧にご答弁いただいて。ちょうど管理者のほうでビジョン・ミッション・バリューということで、こういうことで私たちに提示していただきました。とてもうれしいなと思います。私もさっきそちらのほうでお話しさせていただきましたのですが、2月の秩父市議会の定例会において、各部局長、そして当時の秩父市長に、秩父市のビジョンについてということをお聞きしております。管理者がビジョンについてということをお話を以前触れられたときに、あっ、よかったな、これで一つの方向性が見えてくる。こちらの事業というのは、本当にインフラを支える大切な事業であるのですが、消防、水道、し尿処理、そしてごみ、様々な11の共同業務があるというお話をいただきましたが、それぞれに課題が違って、それぞれにいろいろな課題、そしてこれらの解決策も違うと思うのですが、その中で気持ちを一つにして、広域、1市4町が一つにして何を目指すのかということころは大切だなというふうに思っていました。この力強いビジョン・ミッション・バリューを見させていただいて、私はすごく安心なのですが、これが入り口ということで管理者もお話しされていました。これからこれが実際に生きてくるだろうと思います。私たち一人一人、やっぱりルーチン、日頃のルーチンだとか忙しさにかまけて自分が何を本当は行うべきなのか、そして何を目標にしてやっていくべきなのかというのが分からなくなってくるが多々あります。

ちょっとこれ例に挙げてはまずい、どうなのだろうと。ある秩父市の若い職員に、市民の方がどうだ、秩父市はって。4月ご当選されて5月から清野市長ということで、新たな市長の下、秩父市が動き出しました。それに向かって、お話をされた市民の方がいたのだそうです。若い職員なので、入ってまだ四、五年、どうなのでしょうねという答えが返ってきた。おいおい大丈夫か、秩父市はと言われていたのですよ。私も秩父市の職員17年間経験してしまして、やはり若いうちって本当に

言われる仕事を無我夢中でやっていく。ビジョンだとか秩父市の方向性、言っていたのかもしれませんが、当時の首長さん、そしてそのセクションの部局長、話が入ってこなかっただけなのかもしれない。ただ、こういうことというのは日頃私たちが、そういうことというのは頻繁に聞くことではないのです。なのでこれを機に、このビジョン・ミッション・バリューという管理者が示された、こちらのこの目指す方向性、そしてこれから皆さんもそれを癖をつけるというか慣れていただいて、自分が今どこの立ち位置にいるのか、そして何をを目指すのか、一人一人も受け止めていただきたいなと思って、この質問をさせていただきました。1人の力は小さくても、やはりそれが集合すると大きな力に変わるので。一人一人の底上げこそ、今のこの広域市町村圏組合、1市4町として、私は秩父市ですけれども、秩父市の職員にもお話ししたいですし、あなたたちの一つ一つを市民が見ている。そして、市民からしてみれば、あなたたちの一言が市を大きく判断するというのを、大きくそこら辺を若い職員の方にも伝えていっていただければなと思いますので、よろしく願いいたします。

あと1点、私のほうから、今日新聞に、読売新聞でしたか、国土交通省のほうで水道事業の方法を国が主体で行っていくという、公共下水道のことであります。上下水道のことであります。秩父市は広域合併して、平成29年からということで先進自治体地域であると思います。そういうことで、多分これからいろんな地域から視察なども相当来られることと思いますし、また県の統合ということにも向けてという質問もありましたので、ぜひともそちらは理事会、広域のほうの皆さんで県のほうにも要望、そしてお話を通していただければな、力強くお話ししていただければなと思います。

最後に、私のほうから管理者にお伺いさせていただきます。1番、2番と大きく分けて2つの質問をさせていただきました。最後に、管理者の所感をお聞かせください。

議長（赤岩秀文議員） 管理者。

（富田能成管理者登壇）

富田能成管理者 ご質問いただきましたので、私から答弁させていただきます。

今、小松議員がおっしゃったこと、大変共感をいたします。組織は、人がいて、人の総和で成り立つわけなのですけれども、その一人一人がどういう心持ちで仕事をしているか。それが合わさって、どのくらいプラスアルファが出るかという、すごく大事なというふうに思っています。そのために、今回その礎となる柱をつくったということです。大切なのは本当にここからです。今回ビジョン・ミッション・バリューで、バリューを安全、連携、アップデートにしました。最後のアップデートは、これ自治体ベースでいうと、いつもチャレンジと言っていることなのです。チャレンジって言っている言葉をアップデートに置き換えています。なぜならば、組合は一部事務組合という法的性格があります。私たち自治体は、仕事の範囲は私たちで決められるし、私たちがやるべきことをやる。でも、基本的な仕事の範囲が決まっている中で、ちょっとチャレンジだと拡散するなど

いうこともあって、職員、若手の職員からアップデートという意見を出してもらって、それを採用したのです。今回は作成から職員皆に関わってきてもらっています。少しずつこれを契機に、意外と難しいのですけれども、組織の温度を少し上げるということを意識していきたいと思います。私が思うのは、例えば町で、私は職員みんなに異動希望を毎年聞くのですけれども、組合に行ってみたくてという人は非常にまれです。広域で仕事をしたい、広域に出向させてくださいという人は、非常にまれなのです。それを変えたいと思うのです。みんながここで仕事をしたいという組織にする。それから、採用面接でも多くの方が門をたたいて、この組合だから来たい、ここにはやりがいがあるのだ、ここは大変大事な仕事をやっている、秩父の未来を担っているのはここなのだ、そういうふうな組合をつくっていきたくてというふうに思っています。

以上です。

議長（赤岩秀文議員） 1番、小松穂波議員。

1番（小松穂波議員） 管理者ありがとうございました。大変前向きなご答弁いただいて、本当そうだなと思います。若い方がアップデートという最後のこの3番、バリューを、さらにいいやり方がないか考え続けて仕事をするという、アップデートというご提案をされたということ、すごくこれからの希望が持てるなと思います。若い人たちがそう考えてくれているのだというのを、私すごくうれしさを感じるのですが、これから広域市町村圏組合の職員になりたいという方が一人でも増えるように、職員の方の努力も必要だと思いますし、またそれには私たち議員も広域行政にもっと踏み込んで発言をする。そして、一緒になって共同で頑張っていく姿勢を示す必要があると思います。本日は長々とこのビジョンのことなどお聞きしましたが、中にはそんなの当たり前だろうと思っていらっしゃる方もいらしゃったかもしれません、この質問に対して。ただ、私も繰り返しますが、何回でもこれは言って言葉に出していくことが癖づけであり、そこが皆さんが慣れていくと思いません。言われて多分、今までだったらビジョン、ミッションと、まずバリューとは、ビジョンって何、そんなの住民が幸せに、そして安全に暮らせればいいのではないのというようなことが、前はそういう発言が多かったのです。でも、そうではないよということで、一つの目標に向かってこれからも、そしてこれから管理者の下、関わっていただく、未来に向けた広域市町村圏組合がこれからどんどん発展していただきますよう私も願い、そして議員の一人として頑張っていきたいという決意を込めまして、私の一般質問これにて終了させていただきます。どうもありがとうございました。

議長（赤岩秀文議員） 1番、小松穂波議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時30分

議長（赤岩秀文議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次に、2番、高野佳男議員。

（2番 高野佳男議員登壇）

2番（高野佳男議員） 皆様、こんにちは。本日、秩父広域市町村圏組合議会の本年度第3回定例会におきまして、議長より一般質問の機会を与您にいただきましたことを大変光栄に存じますとともに、深く感謝を申し上げます。また、格別に暑かった今年の夏の記憶がまだ薄れないうちに、秋を経て立冬が過ぎ、次第に寒気が募ります中、本会議の傍聴にお越しいただきました皆様方、厚く御礼を申し上げます。議会を傍聴していただきますことは、住民の方々が公共の行政に参加していただくための貴重な、そして重要な一歩になります。特に広域圏組合は、1市4町の住民の方々の生活の安心と安全の根幹を支える不可欠で重要な諸事業を実施しており、組合議会の一員として皆様方とともに考え行動することで、公共の社会の充実に努めたいと常々念じておる次第でございます。

さて、本日は広域圏組合が実施する諸事業のうち水道事業と、現在秩父市荒川で新設計画が進められておりますし尿処理施設、清流園につきまして、組合当局にお尋ねをいたしたいと存じます。水道事業の関係では、建設工事等の発注に際し、低入札価格制度を導入した場合の経済効果と、それによって削減された財源の活用の仕方を取り上げさせていただきます。次に、清流園、これから建設が進む新しい処理施設であります。清流園の関連では、技術的な問題と将来にわたる秩父地域全体でのし尿処理の展望についてお尋ねをいたします。

それでは、最初の質問に入らせていただきますが、水道事業に関しましては、前回の本年度第2回定例会の一般質問において、深谷市等が実施している低入札価格制度を当組合事業においても導入することの可能性について質問させていただき、富田管理者からも前向きにご検討いただく旨のご回答を賜りました。今回は、前回の質問のフォローアップとして幾分具体的な内容に踏み込み、関連する数字なども提示させていただきながら、低入札価格制度の実施への展望を共に考え描いていきたいと存じます。

まず最初に、低入札価格制度とはどのようなものであるかについて簡単に申し述べておきたいと思います。低入札価格調査制度というのが正式な言い方になりますが、それに関しましては、総務省のホームページでは次のように説明されております。工事、製造、その他の請負契約において、①として、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格や、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合、または②、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある場合、著しく不相当であると認められる場合には、最低価格の入札者を落札者とはせず、次に低い価格で申込みをした者を落札者とするもの、これは地方自治法施行令167の10の①にある規定です。また、総務

省ホームページには、同じ箇所と同様の制度として最低制限価格制度が明記され、そちらは次のように説明がなされております。工事、製造、その他についての請負契約において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認められるときは、あらかじめ最低制限価格を設けた上で、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みした者のうち、最低の価格をもって申込みした者を落札者とする。これは、同じく地方自治法施行令167の10の②にある規定でございます。しかし、以上の説明をお聞きになり、それがすーっと頭の中に入り明確に理解できる人はいらっしゃるのではないかと思っております。いずれも地方自治法施行令の規定に根拠を持つものでございますが、法律の条文というものは専門家でなければなかなかすぐには理解ができないものです。

そこで入札の実施や、それによる予算の節減といった実際的な面から、この低入札価格制度、低入札価格調査制度を考えてみますと、次のように申し上げることができるかと思えます。すなわち公共事業などの入札において、予定価格の範囲内で最も低い価格で入札した者が、あらかじめ設定された予定基準価格を下回った場合、落札者をすぐに決定しないで、業者が仕様どおりに契約を履行できるか、発注者が調査した上で落札を決定する制度、そのように言い換えることができるかと思えます。また、最低制限価格制度に関しましては、調査基準等価格、これは通常の入札の落札下限額として設定されることが多い金額なのですけれども、そのように最低価格というものを設定した上で、最初から落札下限額を設定している制度、これが最低制限価格制度であるというふうに申し上げることができるかと思えます。通常の入札では、発注を予定している建設工事や物品の調達等の事業に関し、事前に発注者が調達案件の詳細な仕様書を定め、それに基づき予定価格を積算し、その金額が調達案件の受注者に対して支払い可能な上限額となります。そして、同じ金額が、内部的には決裁を行う際の予算措置額となります。発注者は予定価格の積算と同時に、業務委託の適正な履行や採算を度外視したダンピング受注などの防止をすることを目的に、調査等基準価格を設定し、実際の入札においてはこの金額が落札の下限額として設定されます。通常の入札では、落札下限額に相当する調査等基準価格と落札の上限額に相当する予定価格の範囲内で落札業者が決定され、現在当組合が実施している入札におきましても、概ねこの方式が採用されております。低入札価格制度と最低制限価格制度は、総務省の規定によれば契約内容の適正な履行の確保とともに、適切な価格展開の担保と地域経済の活性化等に資する目的で定められたものであり、本年6月26日付の総務省の通知におきまして、原則全ての入札において低入札価格調査制度、最低制限価格制度を導入することを検討いただきたいと明記がされております。低入札価格や最低制限価格を算出するには、特に建設工事などにおいては技術的に高度な専門性が必要とされ、簡単に申し上げれば、一体最低幾らの金額であれば発注する業務を適正に履行できるのかを定めるものです。これらの金額を算出するには、必要経費の区分、例えば直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費、そういった区分ごとに金額を積み上げていく方式が一般的でございますけれども、予定価格に一定の

比率を乗じて算出する方式なども取られており、例えば神奈川県では一般業務委託のうち建物や設備の保守管理等の8営業種目、それから印刷物の請負のうちオフセット印刷と軽印刷の2営業種目について、それぞれ予定価格の83%と70%を最低制限価格比率として定めております。もっとも仕様書のない予定価格、予定価格に一律に決まった比率を乗じて最低制限価格を算出する方式を、仕様が厳格、しかも詳細に定められている水道関係の建設工事等に適用するのは、素人考えからいたしましてもいささか乱暴であり、これはあまり現実的ではないのではないかというふうに思われます。

前回定例会の一般質問におきまして入札の問題を取り上げさせていただきましたのは、昨年度に当組合水道局が実施した、工事名で申し上げますと市道幹線64号線外配管布設工事というのがあったのですが、その入札結果が奇異に思われたのがきっかけでした。前回の定例会でも申し上げましたが、公開入札が昨年9月18日に開札され11業者が参加いたしました。そのうちの8業者が辞退し、残る3業者が入札を行い、最終的には守屋八潮建設株式会社本店が8,466万円で落札をいたしました。他の入札者であった有限会社中島土木本店と有限会社ナカケン本店は、いずれも同額の7,694万2,000円の入札を行いました。しかし、そうしたところ、調査基準等価格が7,694万3,000円に設定されていたことから、これを僅か1,000円下回ったことにより、中島土木本店とナカケン本店のいずれも失格となってしまいました。一方、落札業者であった守屋八潮建設株式会社の落札額は、予定価格と全く同額だったのですが、入札額が調査基準等価格を1,000円下回った業者が失格となり、それを771万7,000円上回った業者が予定価格と同札で落札したというのは、入札のルールにはのっとったものではあったのですが、一般市民の感覚としては甚だ奇異な印象を拭い切れないものが残り、また納税者の観点からいたしますと、落札下限額を1,000円下回った業者を単純に失格であるとする前に、1,000円の差が本当に重大な瑕疵や手抜き工事につながるのかどうかということ等を調査した上で、最終的なご判断をしていただきたいかという思いが強くなりました。仮にもしその結果、落札下限額である調査基準等価格を1,000円下回った業者が請け負ったとしても、委託業務の遂行には支障がないという判断に至り、当該業者を落札業者であるというふうに、もしそのことができていたとするならば、この案件だけで771万8,000円の節減が可能だったはずであり、これは中堅職員1名の年間の給与額に匹敵するような金額になるのではないかと思います。現在準備が進められている水道料金の値上げには、諸般の事情から避け得ないものがあると思われまして、また今回定例会に上程されている改定案も、これまでの審議会の議論など、会議録なども読ませていただいた結果、十分に根拠のあるものであると理解しております。しかし、調査基準等価格を僅か1,000円下回った業者が失格とされ、それを770万円上回っていた業者が落札されているというような方式が正しい方式として通るのは、経済的合理性ばかりではなく不条理でさえあるというのが常識ではないでしょうか。こうした不条理、あえて不条理とここでは言わせていただきますが、それを可能な限り一掃した上で、初めて今回の51%という平均改定率が正当性と説得力を持つてくるの

ではないでしょうか。深谷市は、低入札価格制度を導入することで、入札における調査限界価格を設定し、諸経費の大幅な節減を実現しております。まさにこの場合、経費の節減は限界に近いところまで努めていただくところでありまして、特に入札骨子の見直しに関しましては、総務省からも原則全ての入札において、低入札調査制度、最低制限価格制度を導入することを検討していただきたいという助言が、本年6月からなされたばかりでございますので、積極的な導入の推進と早期の実現にお取組をいただきたいと思っております。

低入札価格調査制度や最低制限価格制度の仕組みについて説明申し上げましたが、次に実際にそれを導入することにより、どの程度の節減効果があるのかを試みとしてお示ししたいと存じます。お手元にA3判の資料を1枚配付させていただきましたが、これは本年度上半期、4月1日から9月30日までの期間でございますが、その期間における深谷市の水道関連工事の入札案件全20件のうち、低入札価格制度に基づき調査基準等価格とは別に、調査限界価格が設定されていた12件を抽出して表の形にまとめたものです。これらは、インターネット上で埼玉県入札情報公開システムにより公開されているデータを基に作成したものです。これらの入札案件では、当初予算額に相当する予定価格の合計額を大きく下回る金額で工事等の業務発注が可能になっており、経済的な効果としては、下の部分の表の右下と、それから下のほうの欄外に注記をいたしましたけれども、当初予算額に相当する予定価格の合計額というのは14億7,043万7,611円であったのに対し、実際の支出額、これは最終的には精算しますのでもう少し増えますので、正確には業務契約、委託契約の契約額、あるいは内部的な支出負担行為の金額ということになりますけれども、それに相当する落札額の合計というのは11億7,935万3,000円であり、入札を実施したことによる経済的な効果というのは、両者の差額である2億9,108万4,611円であったとみなすことができます。これは予定価格の合計額の19.8%に相当し、ほぼ2割の経費節減が達成されたと考えることができます。さらに、そのうちの1億5,847万5,000円は、低入札価格制度を導入せずに従来の調査等基準価格に基づき落札を決定した場合と、低入札価格制度により限界調査価格を設定し落札者を決定した場合との差額であり、この金額、すなわち約1億6,000万円が低入札価格制度の導入による経済効果として考えられるものであり、これは予定価格の合計額の13.1%に相当いたします。以上申し上げました深谷市の例は、入札の実施期間が本年度上半期に限定され通年のものではありませんので、データの網羅性という点では問題があり、またそこからある結論や傾向を導くにも制約がございます。したがって、ただいま申し上げました低入札価格制度の導入による経済効果として試算された13.1%が、単純に当組合の入札事業にも該当すると申し上げることはできません。しかし、来年度以降の5年間で基幹管路の延伸化や老朽化した石綿セメント管の更新等のため、毎年20件程度の工事が予定されておりますことから、仮に低入札価格制度の導入により10%の節減が可能になった場合、1年当たりで2億円、これは水道事業収入の年間予算額の5%から6%に相当する金額になります。そして、5年間では10億円程度の節減につながるということになります。

以上、前提の部分が少し長くなってしまいましたが、ここで水道事業に関する質問に入らせていただきます。まず第1に、当組合での低入札価格制度、もしくは最低制限価格制度を導入した場合の経費節減の効果についてはどのようにお考えでしょうか。

第2に、こうした制度の導入により経費の節減が可能になって、例えばただいま申し上げましたように仮に10%の節減が可能であれば、来年度以降の5年間で予定されている工事費100億円のうち、単純計算で10億円程度を節減できることとなりますが、こうして節減できた予算の使途として、長期的な観点から公営企業としての水道事業の安定経営を図るためにはどのような優先順位をもって考えられるのでしょうか。具体的には水道料金の値上げ幅の抑制、老朽化した設備の更新、改修、さらには一般会計からの基準外繰入額の削減や組合債の償還などに充てることなども考えられますけれども、経営の安定化を究極の目的とした場合に、低入札価格制度の導入といった経営の合理化によって生じた利益というのは、どの部分に割り当てるのが望ましいとお考えでしょうか。今後の水道事業につきまして、以上2点に関し、当局のご見解をお尋ねいたします。

次に、質問2つ目の項目である清流園の新設工事に関連した内容に移らせていただきます。先月10月27日から28日にかけて1泊2日の日程で実施された先進地行政視察に参加をさせていただき、千葉県南房総市の南房総市水処理センター、東京都立川市の立川防災館、そして埼玉県飯能市の埼玉西部地域消防指令センターをそれぞれ視察させていただき、優れた先進事例を実地に見学させていただくことで多くを学ばせていただき、大変有意義な視察となりました。赤岩議長と組合事務局の方々には視察先のご選定や日程の調整などにご尽力をいただき、誠にありがとうございました。また、事務局以外でも関連する組合の事業部門の方々には、お忙しい中、それぞれの視察先にご同行いただき感謝を申し上げます。今回の成果を今後の組合事業の発展のために生かしますように努めてまいりたいと存じます。

今回の先進地行政視察の最初の訪問先は、千葉県南房総市の南房総市水処理センターでございましたが、こちらは2023年、令和5年12月に竣工し、翌2024年、令和6年1月から供用が開始された最新鋭の汚泥処理再生センターです。当組合が新設計画を進めている清流園と、建設の規模、これは大体敷地が2,000平方メートルを若干下回るぐらいの規模になります。それと処理能力が概ね同規模であることから視察先として選定をされたのですが、いわばこれから建設を進める施設の青写真を見るような思いで視察をさせていただくことができました。2つの施設を比べますと、1日当たりのし尿と浄化槽汚泥を合わせた処理能力としては、南房総水処理センターが1日当たり67キロリットルであるのに対し、新清流園では60キロリットルが想定されております。また、南房総水処理センターでは、搬入されたし尿と浄化槽汚泥は脱窒処理をされた後、凝集膜分離と活性炭吸着から成る高度処理による水処理をされ、助燃剤として資源化されておりますけれども、こうした処理から再資源化に至るプロセスは、新清流園でもほぼ同様の計画となっております。脱窒処理というのは、排水中の窒素化合物を微生物の働きによって窒素ガスに変え大気中に放出することで、水分中

の窒素を除去する排水処理方法のことで、これにより処理水が最終的に河川等に放流される際の水質汚濁などを防止しております。

ここで新清流園関連の質問に入らせていただきますけれども、南房総水処理センターと新清流園では、その規模や機能において類似性が高いものですが、これら2つの汚泥再生処理センターでは、ただいま申し上げました脱窒素処理の方式が異なっており、南房総水処理センターのほうでは高負荷脱窒素処理方式が採用されているのに対し、新清流園の建設計画では浄化槽汚泥対応型脱窒素処理方式が採用されております。いささか技術的な内容にわたるものですが、私はその旨の専門家ではございませんので、両者の方針が異なっている背景や前提条件、事業関係などについてご説明いただければと思います。

次に、今後の秩父地域におけるし尿処理と汚泥再生の方向性につきまして質問させていただきます。まだ新しい施設であり、着工にも至っていない時点で随分気の早い質問ということにもなりますが、ご答弁いただくのにも、あまり踏み込んだ内容や具体的な数字までお示しいただくのは困難であるかとも存じますが、この事業をめぐる処理状況や今後の人口動態なども踏まえましての上での展望についてお聞かせいただければ幸いです。

去る11月3日付の朝日新聞の朝刊に、次のような見出しの記事が出ておりました。すなわち「下水道3分の1転換、2014年から人口減り不採算、浄化槽に」、こういう見出しの記事が1面に掲載されておりました。それによりますと「2014年時点で下水道での整備が予定されていた面積の3分の1が、住宅ごとに生活排水を処理する合併浄化槽に切り替わっていた」ということでした。また、同じ記事の中で「計画の変更だけではなく、既にある下水道を廃止して浄化槽に転換する自治体も出てきている」、このように書かれておりました。この記事によりますと、全国的な傾向として、主に採算性の観点から公共下水道の整備計画の見直しが進められており、今後の趨勢としては合併処理浄化槽が主流になるかということです。将来、秩父地域でも同様の動きが見られた場合、合併処理浄化槽のニーズが増えることによって、現時点で想定されているよりも汚泥処理の分量が増えることが予想されますけれども、この点に関してはどのように検討がなされているのでしょうか。そして、組合に関連する1市4町の間で、それぞれの自治体の公共下水道の整備計画はもとより、社会的インフラストラクチャー全体にわたるストックマネジメントの計画を精査した上で、1市4町の政策をカンファイズさせ、その上で事業の広域化に取り組んでいきませんか、広域化が本来有しているスケールメリットの恩恵に預かるのは難しくなってしまうのではないかというふうに思われます。下水道事業との関連が深い、し尿処理との関連で質問をさせていただいた次第です。

壇上からの質問は以上で、続いての質問等につきましては質問席からさせていただきたいと存じます。

議長（赤岩秀文議員） 2番、高野佳男議員の一般質問の途中ですが、暫時休憩をいたします。

休憩 午前 11時56分

再開 午後 1時00分

議長（赤岩秀文議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで一旦議員名簿をお手元に配付をさせていただきます。個人情報が含まれておりますので、取扱いにはご注意くださいようお願いいたします。

それでは、高野佳男議員の一般質問を続行させていただきます。

それでは、当局の答弁を。

事務局長。

（濱田雅之事務局長登壇）

濱田雅之事務局長 2番、高野議員のご質問のうち、1、水道事業について、事務局財務課が所管する（1）、水道関連施設の更新や改修に係る工事等の発注において低入札価格制度を導入した場合、どの程度の経費の削減が見込まれるかについてお答えを申し上げます。

低入札価格制度導入前の現段階におきましては、経費の削減額をお示しすることは困難でございます。そこで令和6年度に組合が発注しました水道関連工事で、業種を土木一式、予定価格5,000万円以上1億円未満の全工事11件を対象に、深谷市の建設工事低入札価格取扱運用基準に定める調査基準価格等の算定方法を基に試算いたしますと、これらの対象工事11件の予定価格は8億5,561万円、調査基準価格の総額が7億7,714万7,000円となります。高野議員からご提供いただきました2025年度上半期深谷市水道関連工事入札実施状況に記載されております、発注工事の落札額総額から予定価格総額を除いた落札率は80.18%となります。この落札率を、組合が発注しました発注工事11件の予定価格に乗じて得た額を低入札価格による落札額と仮定いたしますと、落札額の総額は6億8,602万8,098円となります。対象工事11件における実際の落札額の総額7億9,292万5,000円、落札率92.67%に対し、深谷市と同率の落札率80.18%から算出する低入札価格による落札額の総額6億8,602万8,098円との差額1億689万6,902円が、あくまでも机上の計算による節減額と見込まれます。

7月議会定例会におきまして、高野議員から低入札価格制度導入の検討についてのご提案をいただきました。その後、管理者から低入札価格制度の導入に向けた検討の指示を受け、財務課では、埼玉県や県内自治体における制度導入状況の把握、当組合の運用に適した基準の検討をはじめとする例規の整備や、水道局発注工事の積算参考資料等の入札公告時における開示内容を含め精査しているところでございます。また、公共工事の品質確保の促進に関する法律による発注者としての責務や、発注工事施工に関する技術者の配置制限等の様々な観点からも制度導入の効果を模索している状況でございます。高野議員からのご質問にありました低入札価格制度の実施による節減効果を

含め、引き続き検討してまいりたいと存じます。今後も一層公正で公平な入札制度、そして入札執行に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

議長（赤岩秀文議員） 水道局長。

（北堀史子水道局長登壇）

北堀史子水道局長 高野議員ご質問の（２）、低入札価格制度の実施により予算の削減が可能になった場合についてでございますが、仮に年間約20億円の事業において、落札額が10%の削減、約2億円が抑制された場合について、これは長期的な観点で見れば、事業の黒字維持や内部留保資金の増加につながるものと考えております。

なお、節減できる予算の使途の優先度につきましては、まずは水道料金値上げ幅の抑制であると考えます。そのほかに議員がおっしゃったように、一般会計からの繰入金や起債額の抑制にも寄与する可能性がございます。

以上でございます。

議長（赤岩秀文議員） 事務局参事。

（本峯治彦事務局参事兼福祉保健課長兼会計課長登壇）

本峯治彦事務局参事兼福祉保健課長兼会計課長 高野議員のご質問の２、清流園の新設工事、（１）、脱窒処理の方式が異なっている理由についてお答えいたします。

昨年度末に策定しました汚泥再生処理センター施設整備基本計画における処理量等の再検証により、事業を一旦中断しているところでございますが、当地域は浄化槽汚泥処理が大半を占めるため、地域の実情に合った効率的な処理方式となるように、計画の中での水処理方式は、浄化槽汚泥対応型脱窒素処理方式を基本とすることが望ましいとしております。基本計画上、当地域に望ましい処理方式の考え方や方向性を示したものでありますので、処理方式は決定されたものではございません。今後、施設建設を進めていく際には、地域の実情に合った最適な処理方式を引き続き検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、（２）の新聞報道に関して、下水道計画の見直し等により汚泥処理の分量が増加するのではないか、これについて検討や協議等はなされているかのご質問についてお答えします。新聞記事では、急速な人口減少に直面し多額な整備費用がかかることから、全国の自治体では下水道整備計画が見直されており、「2014年時点で下水道計画上、整備が予定されていた面積の3分の1が、個別に処理する浄化槽に転換されている」ということや、また「整備が終わった下水道を廃止して、浄化槽に切り替えたという自治体も出ている」という報道でございました。このようなことが秩父地域で見られた場合の影響につきましては、自治体の下水道整備計画が見直され、下水道区域が変更されたとしても、もともとその地域のし尿を含む浄化槽汚泥は、清流園や溪流園に搬入され処理しておりますので、し尿処理施設側の搬入量及び処理量は増加するものではなく、その影響はございません。

また、既にある下水道を廃止して浄化槽に転換する自治体も出てきているといった新聞記事では、静岡県南伊豆町の1地区にある漁業集落排水で、処理場を更新することなく廃止をし、各戸で処理する浄化槽に切り替えたというものですが、これと同様に秩父市が運営をしている農業集落排水施設は、処理した汚泥等を清流園に搬入し処理しているため、仮に農業集落排水施設が廃止をされたとしても、清流園への搬入には影響はございません。いずれにしましても、高野議員がご心配いただいているようなし尿処理施設側の影響はございませんが、議員からいただきました問題提起により、このような排水処理の問題が全国的に表面化していることを認識させていただきましたので、当組合におきましても引き続き市町担当者との情報共有を図りながら、様々な課題に対応してまいりたいと考えております。今後も、し尿処理事業が広域化したメリットを最大限に活かし、組合が一丸となって取り組んでまいりますので、議員皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

議長（赤岩秀文議員） 2番、高野佳男議員。

2番（高野佳男議員） 事務局長、水道局長並びに事務局参事の方々におかれましては、来年度事業計画と予算案策定作業、そして水道局におかれましては、水道料金改定に伴う住民説明会等で非常にご多忙な中、懇切なご検討と詳細にわたるご答弁いただき、誠にありがとうございました。また、ご答弁作成に際しまして、資料や統計などの確認等いただきました職員の方々にも厚く御礼を申し上げます。

また実際に、まず水道料金と水道関係の工事のことに关しましては、前回定例会に続き低入札価格制度等の導入を取り上げさせていただきましたけれども、その後、具体的なお調査、ご検討いただき、着実に実現を迎えつつあるのではないかとこの感触を得させていただきました。また、事務局長のご答弁にもございましたように、新たな制度を導入するとなりますと関連する条例や規則、さらには制度の運用基準等の整備が必要となり、多大な事務の量が発生することが予想されますけれども、この制度を実現した暁には何%節約できるかということは、実際にやってみないと確かに分からないことではあるのですけれども、実際に今行っている水道工事だけの合計を見ましても、仮に10%という数字を申し上げましたけれども、年間2億円、5年間では10億円というのが単純計算で出てきたわけですが、それが大きな成果として出てくるわけなのですけれども、汗を流していただくのに値するだけのものではないかと思われまいますので、そしてそのことが将来の経営安定化のための強固な基盤をもたらすものと確信をしております。この制度の実現に向けて、引き続きご努力をお願いを申し上げますと存ずる次第です。この件につきましては、ご答弁いただきました内容に対する再質問等は特にごございません。引き続き、調査、ご検討をお進めいただきたくお願い申し上げます。

次に、清流園の新設工事と今後のし尿処理に関してですけれども、そのことを一つの起点といた

しまして、前半申し上げました朝日新聞の記事に触発される形で、将来のし尿処理施設、関連施設、それから公共下水道整備事業をめぐる展望についてお尋ねをさせていただきましたけれども、この問題に限らず広域市町村圏組合と各基礎自治体との間での情報の共有化等、協議を進めることによって、政策のオーガニゼーションというものを進めることで、双方補完的な関係を構築していただき、そうすることで個々の政策実施のシナジー効果を高めることが起き、将来に向けての大きな課題になるのではないかとこの件につきましても特に再質問はございません。

最後に、富田管理者がご就任されましたことにより、これまで組合には欠けておりましたビジョン・ミッション・バリュー、こういった共通の価値観、そういったものを設定することによってゴールを設定し、そしてミッションをステートメントの形で述べることにより、そしてその裏づけとなる、背景となるバリュー、価値観の定義というものを具体的にされ、それが共有化されるという姿勢が対外的に示されることによって、これは大変すばらしいことであると存じました。これ、私に先立ち小松議員おっしゃった、そのとおりだと思います。これらのビジョン・ミッション・バリューに示された内容ですけども、これらはおおむね理念的な内容であるかと思われまじくても、ちょっととっぴな例えになってしまうかもしれませんけれども、これは軍事行動でいいますと作戦のレベルに当たるものなのです、オペレーションといいますが、実際にどういう作戦を立てて、それを有効かつ合理的に実行していくかということになりますと、より具体的で短期、中期的な目標を定める戦略、ストラテジーというものが定められます。ストラテジーのさらに下位のレベルになると戦術、戦法、タクティクスというものが定められることになるのは、ご存じのとおりかと思えます。

これは非常に分かりやすい例えですので、スポーツの試合ですとか、それから企業経営なんかでもよく、作戦はあまり使いませんが、戦略とか戦術というのはよく使われるのではないかと思います。軍事行動というのは非常に命をかけてやるものですので、感傷とか感情等一切入りませんで、合理的に進めていかなくてはならないものですので、物事を考える際、非常に参考になります。今回、富田管理者のイニシアチブによって定められました、こういったミッションステートメント、これに基づいて、これが作戦なのだと思うのです。1市4町が一丸となって共有して向かっていく作戦のレベル、これをどう実行していくかというストラテジー、これがそれぞれ1市4町のビジョンとして、私のところではこうしていきましょう、それについてはどういった戦術、さらにタクティクスを持ってやっていったらいいのか。それを具体的にしていく作業だとかが必要になって、初めて全体としての作戦、今度つくっていただきましたビジョンの達成に向かうのではないかと思います。そのレベルになったところで、例えば経費の節減ですとか組合債の償還、どんなふうにしていったらいいかといったような数値目標の設定、そういったことなんかをなされていくのではないかと思います。これは今後の課題ということになるかと思うのですけれども、いずれにいたしましても、水道事業に限られませんけれども、公営企業というのはどうしても不採算、だけ

れども市民生活には決して欠かすことができない、まさにエッセンシャルな仕事というのを担うのが、まさにそのことが使命でありミッションなわけなのですけれども、だからといって赤字を出し続けていいというものでももちろんございませんので、今申し上げたようなストラテジーやタクティクスレベルで具体的に合理的な計算などをしていただきながら、長期的に経営の安定化をしていくためにはどうしたらいいのか。例えば水道局長に先ほどご答弁いただきましたように、仮に低入札価格制度を導入することによって1年2億円予算が浮いたとしたら、それを一体どこに割り当てていけば最も経営の安定化になるのか。これは会社経営と全く同じことだと思うのです。もちろん一般市民の立場、会社でいえば株主の立場かもしれませんが、それは当然配当に回すのがいいということになるわけなのですけれども、これは水道料金を抑える。水道料金上げるに際しましても、できるだけ削減の努力をしていただきませんことには説得力というものがありませんし、これだけ削減の努力をしていただいていると考えると、確かに秩父の事情を考えると、水道管だけでも1,100キロメートルぐらい、これ秩父市だけです。秩父広域圏でありますと、これが千何百キロということになるわけです。1キロ替えるだけで1億円から1億5,000万円かかるというふうに言われていますので、そういった中、これは当事者といいますか、組合当局だけではなく、こういった市民の方々にも同じステークホルダーとしてミッション共有していただき、ミッションだけではなく、そこが抱えている問題ですよね、つまり人ごとではなく我がごととして、こういったものを認知していただき、そういった中でこれから具体的に定めていっていただくであろう戦略とか戦術、そういったものを共同で周りがつくっていくようなプロセスなんかがあつていいのではないかとこのように思いました。

最後になりますけれども、組合事業全般ということで今後やっていきます上で様々な課題、1市4町、境界を超えたところで共有していくものがあるのですけれども、にもかかわらずそれぞれの基礎自治体で個別に持っているいろんな違い、背景というのがあると思うのです。それを踏まえて初めてストラテジーなり、タクティクスというものが具体的にできてくるのだと思いますが、そういう違いを調整して、全体としてのポリシーをカンファナイズさせていくのか、これが大きな課題になるかと思えます。そういった点に関して、現在1市4町、管理者1名、4名の理事者で構成されているわけなのですけれども、富田管理者にお尋ねをしたいのですけれども、今後そういった政策共有、それからそれぞれの違いを踏まえた上で全体としてのカンファナイズした政策というのを今後つくっていく上でどのようなことが必要とお考えでしょうか。今、既にそういうことが十分になされているとお考えでしょうか、お考えをお聞かせいただければと思います。

議長（赤岩秀文議員） 管理者。

（富田能成管理者登壇）

富田能成管理者 それでは、私のほうから答弁させていただきます。

なかなか深いご質問だなというふうに思っています。まず、私たちに必要なのは、今回のビジョ

ン・ミッション・バリューでいうと、まず例えばアップデートです。常に皆が今でよしとしないという基本姿勢が、職員皆、そして私を含めた理事みんなに必要だろうと思います。高野議員にご質問いただいた低入札価格制度なんかまさにこれです、今でも法的には満たされており形式的には満たされており、目先誰も困らない。けれども、低入札価格制度を導入したのであれば、今よりさらによい運営ができる可能性がある。であるとすると、ここは掘り下げていく価値があるということだと思のです。この低入札価格制度に関しては、小さな実践から始めたいと思っています。実証実験的に、まずやってみるというふうな進め方をしていきたいなというふうに今考えています。課題がたくさんある私たちであるけれども、課題は裏を返せば可能性であります。その課題を一つ一つクリアしていくこと、今でよしと立ち止まらないことというのが非常に重要です。それを進めていくために大切なのは、やはりコミュニケーションです。コミュニケーションの密度と質ともに必要だというふうに思います。理事間であれば、この1市4町の理事がお互いの痛いところ、かゆいところを分かり合っている状態。お互いこのままでよしとしてしないということです。もっともっと、もっともっとです、をみんなでやっていくというような形が、やっぱり大事ななというふうに思っています。状況はこれから先も構図は変わっていきます。今あえて細かな、ストラテジーやタクティクスは選べる段階で私はないと思っていまして、進めていく中で秩父郡市の変わり行く状況の中で、そこは組み立てていきたいなというふうに考えています。

以上です。

議長（赤岩秀文議員） 2番、高野佳男議員。

2番（高野佳男議員） ありがとうございます。低入札価格制度、一つの可能性ということで、私も前回から提言をさせていただきましたけれども、具体的にその後、富田管理者のほうから事務局のほうにご指示をいただき様々な事例研究、恐らく私が想定しているよりもはるかにたくさんの研究、調査進められていらっしゃるのだと思います。今小さいところからまず実験的に始めていきたいということでおっしゃっていただきまして、これ大変心強く思いました。低入札価格でいくとなると、いわゆる限界調査価格を設定しなきゃいけないわけなのですが、これは出てくるとただランダムな数字なのですけれども、この数字はじき出すのが実は非常に大変な仕事なわけでありまして、前半申し上げましたように技術的にかなり高度なスキルというものが必要とされます。実際、深谷市などでも数名の高度な専門性を持った職員の方が、その部門におられるということです。これは私の質問ではなかったところで、先ほど小松議員のご質問にお答えいただく中で職員のプロパー化、それからこれは富田管理者がおっしゃいましたけれども、自分の組織に愛着を持っていただく。組織としての温度を高めたいのだということをおっしゃったわけなのですけれども、例えば職員の一人一人が持つところのプライド、これは自分にしかできないのだというスキルを持っている、そういう集団であるのだというようなことなんか例えばつながるのではないかと思うのです。例えば積算をさせてみると、こんなにできる人がいたよ。業者からももちろん一目置かれてしまう。実

際に下水道とか上水道とか、し尿処理なんかもそうだと思うのですが、あと林業なんかもそうですけれども、これは数年で修復できるわけではなくて、それこそ本当に10年、20年、県の現場なんかに行きますと、ずっとそれやっているような方もいらっしゃるわけなんです。富田管理者おっしゃったように技術は日進月歩ですので、常に新しい工法というものが開発されます。例えば水道管の交換なんかでも、従来ですと掘削工事をして土管を掘って水止めて替えてというやり方が一般的だったのですが、今は掘削しないで老朽化した管の内側に膜を貼るようなやり方で、50年間もたせるようなそういうやり方、これは東京都の水道局が独自に開発した、頭文字で何とか法という忘れてしまったのですが、そんなのも例えば開発されているということなのです。そういった常に新しい動きなんかも取り入れていただいた上で、専門性を高めていっていただく。そうしたことがプロパーの方々の力の評価になり、誇りの高まりになっていくのではないかとこのように思います。

仮にさっき申し上げましたけれども、年間20億円のうち10%、2億円浮くわけなのですけれども、それで専門家の人を例えば5,000万円出して雇ったとして、数名ですよ、人件費5,000万円増えたとしても、1億5,000万円、その人たちが稼いでくれるわけです。だから、そういったような発想で考えていっていただいているのではないかなと思います。この広域事業化、広域圏組合が行っている11の事業というのは、非常にプロフェッショナルなスキルが要求される部門ばかりです。ですから、それぞれの専門家が必要とされる部門だと思うのです。そのためには即戦力を、例えばその部門ずっとやってきた人の経験者をリクルートするとかというやり方もあるかもしれませんが、やっぱり現場のことをよく知っているということが大事なのです。あそここのところはこんなふうな管が通っていて、そろそろいかれるはずだとか、こういったことやれば寿命が延びるのではないか、よく分からないと思うのです。さらには工事発注する場合に、あの業者さんはこうだよみたいなことまで知っていないと、さらにはいけない。場合によっては人間関係的なことなんか分かっていないと、そういうプロフェッショナルなスキルに入ってくるのかもしれませんが、そういったふうなものまで含めて専門性、いわゆる技術的な部分を超えた部分での専門性なども含めて強化をしていっていただく。そうしたことがより長期的に安定した事業経営になり、利用者であるまちの方々、この方々が出資者であるわけです、いわばステークホルダーであるわけなのですけれども、最もその望ましい形につながっていくのではないかとこのように思います。ですから、そうなる職員採用のされ方とか、キャリアパスはどういうふうにつくっていくのか、あるいは昇給とか給与査定どんなふうにしていくのか。これはこれでまたマネジメントに関する非常にテクニカルな難しいところも含んでくることではあるのですけれども、組織は人で動くというところがありますし、広域圏組合も物理的なストックはそれは非常にたくさんあるわけなのですけれども、やはり人材だと思うのです、一番その組織の力というのは、それを高めていくご努力を並行して進めていただければと思います。そして、そういうことが今後の経営を難しい中でやっていく

中で、最も効率よく効果的な経営につながるのではないかというふうに思った次第です。

以上、いろいろお忙しい中、ご丁寧に対応いただきまして誠にありがとうございました。低入札価格制度につきましては、今後実験など重ねながら、例規の整理なども進めていただきながら、ぜひ本導入に向けましてご努力をしていただければと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（赤岩秀文議員） 2番、高野佳男議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

○議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（赤岩秀文議員） これより議案審議に入ります。

議案第16号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

会計管理者。

（鈴木千野会計管理者登壇）

鈴木千野会計管理者 議案第16号 令和6年度秩父広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

初めに、決算書の1ページ、令和6年度一般会計歳入歳出決算一覧表を御覧ください。一番上の表に記載しておりますように、歳入額は41億9,766万8,855円、歳出額は39億3,390万5,066円で、歳入から歳出を差し引いた差引残額は2億6,376万3,789円でございます。翌年度への繰越明許費等はありませんので、翌年度繰越額も同額でございます。令和5年度と比較いたしますと、歳入額は611万5,774円の減額、歳出額は3,139万1,046円の減額となっております。

次に、一般会計歳入歳出決算事項別明細書の歳入についてご説明いたします。8、9ページを御覧ください。決算額につきましては、収入済額欄、備考欄の金額でご説明申し上げます。

まず、第1款分担金及び負担金は32億6,295万2,000円でございます。全額構成市町からの負担金で、組合規約に定められている負担区分に従い、年3回に分けて納めていただいております。歳入決算額に占める割合は77.73%でございます。

なお、10、11ページ中段にございます第6目特別負担金900万円につきましては、ちちぶ定住自立圏の事業推進負担金で、し尿政策課が所管する循環型社会形成推進地域計画策定及び汚泥再生処理センター施設整備基本計画策定業務委託料に充当したものでございます。

中段の第2款使用料及び手数料は3億9,314万9,533円で、このうち第2項手数料が3億6,473万7,383円でございます。主な収入は、第1目清掃手数料、第1節廃棄物処理手数料の3億399万6,390円と、第3節し尿処理手数料の5,965万7,093円で、使用料及び手数料の92.50%を占めております。

なお、し尿処理手数料の収入未済額1万1,627円につきましては、清流園分に係るし尿処理手数料

が口座振替できなかつたことによるものでございますが、本年6月17日に全額納入されております。

下段の第3款国庫支出金は3,243万2,000円で、次ページ、12、13ページ上段にございますように、緊急消防援助隊に登録した災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車及び災害対応特殊救急自動車の整備に係る事業費の一部を国庫補助金として受け入れたものでございます。

第4款財産収入は619万740円でございます。主な収入は、第1項財産運用収入、第1目財産貸付収入、第1節土地貸付収入の326万1,897円と、第2項財産売払収入、第1目物品売払収入の231万5,769円で、主な収入はインターネットオークションによる消防車両売却収入225万9,999円でございます。

第5款繰越金は2億2,675万3,517円で、令和5年度からの繰越金でございます。

第6款諸収入は1億6,110万765円で、このうち第2項雑入が1億6,030万4,237円でございます。主な収入は、下段にございますように秩父クリーンセンターの売電収入7,930万9,991円と、秩父環境衛生センターの有価物売却代5,764万1,319円でございます。

秩父クリーンセンターにおける令和6年度の発電実績は、発電設備を年間353日運転し、発電電力量は1,019万9,060キロワットアワーでございました。このうち秩父クリーンセンター内で使用した電力量を除いた534万3,557キロワットアワー分が売電収入となっております。また、有価物売却代金の主なものは、缶類、紙類、アルミ殻、銅線類、ペットボトルなどでございます。

次ページ、14、15ページ下段にございます損害賠償請求訴訟和解金1,700万円につきましては、消防救急デジタル無線設備整備事業に係る不法行為による損害賠償請求訴訟の和解成立に伴う和解金でございます。

第8款県支出金2万円は、埼玉県トラック運送事業者燃料価格高騰支援金が、秩父斎場の霊柩車に対して交付されたものでございます。

第9款繰入金1億1,507万300円は、次ページ、16、17ページ上段にございますように、消防救急基金からの繰入金でございます。令和5年度に株式会社ベルク様からいただいた1億5,000万円の寄附金は、消防救急基金へ積み立てておりますが、消防の各種車両整備の財源とするため、基金から繰り入れたものでございます。

令和6年度における歳入合計は、予算現額41億7,499万6,000円、調定額41億9,768万482円、収入済額41億9,766万8,855円、収入未済額1万1,627円でございます。

続きまして、歳出でございます。18、19ページを御覧ください。決算額は、支出済額欄、備考欄の金額でご説明申し上げます。第1款議会費246万9,707円につきましては、議員報酬、議会行政視察に伴う調査旅費やバス借上料及び定例会の会議録調製業務委託料が主なものでございます。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は1億5,872万6,492円でございます。このうち職員の給料、職員手当等、共済費に係る人件費は、合計で1億2,176万390円でございます。

次に、20、21ページを御覧ください。第12節委託料1,869万9,600円の主な支出は、財務会計、人

事給与システム等各システムの保守業務に係るもの、情報系ネットワーク保守業務委託料及びノート型パソコン初期セットアップ業務委託料でございます。

第13節使用料及び賃借料781万2,976円の主な支出は、職員に貸与しているノート型パソコンのリース料でございます。

第18節負担金、補助及び交付金104万8,569円の主な支出は、次ページ、22、23ページ上段に記載しております、契約検査課の埼玉県電子入札共同システム利用に係る負担金でございます。

第2項監査委員費の16万840円は、主に例月出納検査、決算審査、定例監査に係る監査委員報酬でございます。

第3款民生費、第1項福祉費、第1目介護認定審査会費の5,697万4,056円は、介護認定審査会業務に係る経費で、第1節報酬1,323万円は、審査会委員の審査会及び研修会への出席に対する報酬でございます。職員に係る人件費は、2,971万2,745円でございます。

第12節委託料の307万6,920円、第13節使用料及び賃借料の914万7,880円の主な支出は、介護認定審査会システムに係る経費でございます。

第2目自立支援審査会費1,230万2,904円は、審査会委員報酬及び職員の人件費などでございます。

次に、24、25ページを御覧ください。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目結核予防費、第12節委託料の1,780万6,140円は、圏域住民など6,382人分のエックス線撮影業務委託料及び読影業務委託料でございます。

第2目循環器検診費、第12節委託料の619万1,020円は、圏域内市町の小中学生を対象とした心臓検診業務委託料でございます。

第3目救急医療施設費、第12節委託料の2,297万5,150円は、初期救急医療体制確保のため、秩父郡市医師会及び皆野病院に業務委託をしたものでございます。

第18節負担金、補助及び交付金の3,560万円は、二次救急医療体制確保のため、病院群輪番制を担う秩父病院及び皆野病院への運営助成としての補助金でございます。

第4目斎場費は9,229万844円でございます。会計年度任用職員を含む職員に係る人件費は2,133万8,561円でございます。

次に、26、27ページを御覧ください。第12節委託料3,840万611円の主な支出は、火葬炉運転等業務委託料2,354万円のほか、施設に係る清掃、保守点検等の委託料でございます。

第13節使用料及び賃借料533万4,095円の主な支出は、施設の敷地賃借料399万6,408円でございます。

下段、第2項清掃費、第1目清掃総務費は8,401万8,224円でございます。このうち職員に係る人件費は3,017万663円でございます。

次に、28、29ページを御覧ください。第10節需用費、消耗品費2,793万3,153円のうち主なものは、有料指定ごみ袋製作購入費の2,789万359円でございます。

第12節委託料2,019万9,884円の主な支出は、廃棄物処理手数料収納委託料2,019万1,289円でございます。廃棄物処理手数料収納委託料は、有料指定ごみ袋の販売店に対し、納入金額の13%を販売取扱委託料として支払うものでございます。

第2目クリーンセンター費は5億9,298万1,178円となっております。このうち会計年度任用職員を含む職員に係る人件費は4,550万2,496円でございます。

次に、30、31ページを御覧ください。第12節委託料4億5,044万4,744円の主な支出は、クリーンセンター運転管理業務、各設備機器点検整備業務、焼却灰再資源化処理業務及びばいじん等資源化業務に係る委託料でございます。

次に、32、33ページを御覧ください。第3目環境衛生センター費は1億4,623万5,828円でございます。このうち職員に係る人件費は2,563万1,097円でございます。

34、35ページを御覧ください。第12節委託料1億305万1,863円の主な支出は、廃棄物受入管理資源化業務委託料8,824万2,000円でございます。これは秩父環境衛生センター最終処分場の延命化対策として、資源の再利用を図りながら埋立て量を極力少なくしているものでございます。

下段、第4目廃棄物収集費、第12節委託料の2億2,294万8,000円は、収集範囲を吉田・大滝・荒川地区を除く秩父市分と、秩父市吉田・大滝・荒川地区及び横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町分として、2業者へ収集業務を委託しているものでございます。

次に、第5目し尿総務費は4,296万5,010円でございます。このうち職員に係る人件費は2,551万6,877円でございます。

36、37ページを御覧ください。第12節委託料1,638万2,300円の主な支出は、令和6年度の主要事業として位置づけた、循環型社会形成推進地域計画策定及び汚泥再生処理センター施設整備基本計画策定業務委託料1,628万3,300円でございます。

第6目清流園費は2億3,329万4,647円でございます。このうち職員に係る人件費は4,860万479円でございます。

38、39ページを御覧ください。第10節需用費、修繕料は5,141万6,529円ございまして、脱水機交換、前処理機交換修繕などを実施したものでございます。

第12節委託料6,727万60円の主な支出は、し尿収集運搬業務委託料4,735万7,016円でございます。

次に、40、41ページを御覧ください。第7目溪流園費は8,897万2,825円でございます。このうち職員に係る人件費は2,902万1,248円でございます。

第10節需用費、修繕料は1,890万6,844円ございまして、溪流園の機器類修繕などを実施したものでございます。

第12節委託料2,177万6,151円の主な支出は、し尿収集運搬業務委託料1,585万6,118円でございます。

下段、第8目小鹿野し尿処理センター費は9,884万3,580円でございます。このうち職員に係る人

件費は2,001万470円でございます。

42、43ページを御覧ください。第12節委託料3,440万6,102円の主な支出は、運転管理業務委託料2,996万4,000円でございます。

次に、第5款消防費、第1項消防費、第1日常備消防費は14億4,508万3,035円でございます。このうち職員に係る人件費は13億8,240万5,339円で、消防費全体の82.57%を占めております。

44、45ページを御覧ください。第12節委託料767万434円の主な支出は、職員健康診断業務委託料232万4,830円など、消防職員の健康保持を図るものや、救急救命士病院研修委託料100万円など、救急救命に関わる資質向上を図るもの、また消防救急デジタル無線設備整備事業に係る損害賠償請求訴訟弁護士委託料271万2,704円でございます。

第18節負担金、補助及び交付金は873万2,620円でございます。主な支出は、埼玉県消防学校研修負担金140万8,520円、次ページ、46、47ページ、上段に記載しております秩父郡市救急告示病医院会等交付金100万円及び救急救命士研修負担金401万2,000円でございます。

第2目消防施設費は2億2,910万9,721円でございます。

第12節委託料2,789万8,631円の主な支出は、高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線設備保守点検業務委託料2,255万円でございます。

第13節使用料及び賃借料1,020万1,640円の主な支出は、消防本部庁舎敷地賃借料883万5,000円でございます。

48、49ページを御覧ください。第17節備品購入費1億4,027万7,250円の主な支出は、令和6年度の主要事業として位置つけた災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車7,920万円及び災害対応特殊救急自動車1,958万円や、東西南北の各分署に配備した小型支援車2,619万7,600円でございます。

中段、第6款公債費3億2,417万8,928円は、組合債の元利償還金でございます。

第7款諸支出金は1,940万7,464円でございます。このうち1,928万6,145円は、公共施設整備基金に積み立てたもので、当初から予定していた積立て499万8,849円と、消防事業に係る損害賠償請求訴訟和解金1,700万円から、弁護士報酬費用を差し引いた額1,428万7,296円を積み立てたものでございます。また、消防救急基金積立金12万1,319円は、基金積立ての運用利息でございます。

第8款予備費の支出はございませんでした。

令和6年度における歳出合計は39億3,390万5,066円ございました。

以上が令和6年度秩父広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の概要でございます。この決算につきましても、組合監査委員の審査を受け、決算審査意見書を頂いているところでございます。主要な施策の成果報告書と併せてご提出申し上げますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（赤岩秀文議員） 議案審議の途中ですが、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時15分

議長（赤岩秀文議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議案第16号の当局による説明が終了いたしました。

この議案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

2番、高野佳男議員。

2番（高野佳男議員） 会計管理者におかれましては、令和6年度一般会計決算の丁寧なご説明ありがとうございました。私のほうから1つの事項についてだけ確認をさせていただきたいと思います。歳出の中の大きなくりでありますので、特に決算の細かい部分というのは必要ないのですけれども、5款消防費、令和6年度支出済額が16億7,419万2,755円、この前の年、令和5年度の決算額というのが16億4,108万2,930円、増減額が、5年度から6年度にかけての増減が増えたわけでございます、これが3,310万9,826円、率にして2.0%の伸び率となっております。そこで質問なのですが、令和5年度と6年度のそれぞれの消防及び救急の出動件数というのを教えていただきたいと思います。

それから、もう一つ、この質問、それを踏まえた上で現状を教えてくださいと思うのですが、恐らく消防車の出動件数は横ばいか、むしろ減っているのではないかと思うのですが、救急隊の出動等はかなり増えているのではないかというふうに思います。そういった現状、具体的な数字を賜った上でご確認をいただきたいのですが、2%の決算額の増というので、現場の業務量、特に救急がかなり増えているのではないかと思うのですけれども、適切な業務の遂行をしていただく上で支障とか制約はなかったのでしょうか。

議長（赤岩秀文議員） 警防課長。

（守屋和佳警防課長登壇）

守屋和佳警防課長 高野議員のご質問にお答えいたします。

まず、災害出動件数についてでございます。火災出動は、令和5年度、28件に対し、令和6年度は25件で、3件の減少となっております。救助出動は、令和5年度、123件に対し、令和6年度は131件で8件の増加、救急出動は令和5年度、5,389件に対し、令和6年度は5,763件で374件の増加となっております。

次に、消防費が令和5年度から令和6年度にかけて約2%増加している要因についてでございます。主な増加要因は、人件費の上昇や資機材価格の高騰など、物価上昇の影響によるものでござい

ます。また、救急出動件数の増加に伴い、救急資機材や消耗品の購入費用も約5%程度増加しております。現時点ではこれらの経費を見込み必要な予算を確保しており、円滑な業務執行が可能な状況でございます。今後も災害出動の件数の動向や物価の動きを注視しながら、適切な予算措置を講じてまいります。

以上でございます。

議長（赤岩秀文議員） 他に質疑ございますか。

7番、木村隆彦議員。

7番（木村隆彦議員） 7番、木村でございます。

決算書のページですが、35ページ、4款2項3目の18節負担金、補助及び交付金の趣旨についてお伺いいたします。決算項目ですが、上山田町会、中宮地町会、上宮地町会の交付金について趣旨を教えていただきたいと思っております。

議長（赤岩秀文議員） 環境衛生センター所長。

（横山貴俊秩父環境衛生センター所長兼斎場長登壇）

横山貴俊秩父環境衛生センター所長兼斎場長 木村議員の質問にお答えいたします。

3町会の交付金でございますが、環境衛生センターの建設、運営に当たり、地元町会との協定書に基づき、町会事務費の一部を充当している交付金でございます。

議長（赤岩秀文議員） 7番、木村隆彦議員。

7番（木村隆彦議員） 7番、木村でございます。

先日、広域の視察で南房総市お伺いいたしました。水処理センターが新しくできて、それに対して、そういった交付金というのは支払われているのかどうかということをお伺いしたところ、その地域には公園があって、その公園の整備をするのにお金を支払っているというふうなことでお聞きしまして、これはいわゆる迷惑料というような形では計上できないというふうなお話を聞いたものですから、今回の趣旨として、そういった迷惑料に当たるか当たらないのか、お伺いをいたしたいと思っております。

議長（赤岩秀文議員） クリーンセンター所長。

岩田 聡事務局次長兼秩父クリーンセンター所長 クリーンセンターから各施設を総括しまして、私からお答えさせていただきます。

木村議員からのご質問でございますけれども、各施設ともいわゆる迷惑料としての意味合いはございませんで、先ほど環境衛生センター所長から申し上げましたとおり、各施設の建設、運営に当たりまして、地元町会また行政区等と締結しました協定書、または合意書、覚書などに基づきまして、町会などの運営費としてそれぞれ交付をしておるものでございます。

以上です。

議長（赤岩秀文議員） 7番、木村隆彦議員。

7番（木村隆彦議員） 7番、木村でございます。

これ最高裁でももめたことがあるというようなことで、そういったものに対して支払いができないというふうなお話を聞いていたものですから確認をさせていただきました。いわゆるそういった迷惑料として計上されているものではないというふうに理解してよろしいのでしょうか。もう一度確認させてください。

議長（赤岩秀文議員） クリーンセンター所長。

岩田 聡事務局次長兼秩父グリーンセンター所長 いわゆる迷惑料には当たらないという認識でございます。

以上です。

議長（赤岩秀文議員） 他に質疑ございますか。

5番、本橋貢議員。

5番（本橋 貢議員） 5番、本橋です。よろしくお願ひいたします。

13ページなのですがすけれども、物品販売収入という、先ほど車両の販売ということ。インターネット販売ということなのですがすけれども、これの詳細、あとどなたがこれを購入されたのか、分かりましたら教えていただきたいと思ひます。

それとあと、続きまして37ページ、委託料で循環型社会形成推進地域計画策定及び汚泥再生処理センター施設整備基本計画策定業務委託料なのですがすけれども、これについて今新しく見直すということになっていると思ひますけれども、管理者からもしつかり見直すようにというお話がありましたけれども、どの程度まで進んでいるのか。また、あと業者の意見もしつかりと取り入れるということがありましたけれども、その点についてはどのようにになっているのか、お伺ひできればと思ひます。

あと1点、47ページになりますけれども、救急救命士研修負担金401万2,000円、これについての内容教えていただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

議長（赤岩秀文議員） 総務課長。

（引間宣行消防本部専門員兼総務課長登壇）

引間宣行消防本部専門員兼総務課長 本橋議員のご質問に対してお答えします。

私からは、インターネットオークション、こちらの関係についてお答えいたします。落札額が225万9,999円となっております。このうちの契約保証金としまして20万円、それを合算した合計で225万9,999円となっております。会社名は、株式会社イーグルコーポレーションという会社が落札しています。

以上でございます。

議長（赤岩秀文議員） し尿政策課長。

（堀口忠寿し尿政策課長登壇）

堀口忠寿し尿政策課長 し尿政策課のほうから議員の質問にお答えさせていただきます。

循環型社会形成推進地域計画策定及び汚泥再生処理センター施設整備基本計画策定業務委託料につきましては、定住自立圏から900万円の歳入、その他、一般財源からの歳入により策定を完了させた決算書の内容となります。

以上でございます。

議長（赤岩秀文議員） 警防課長。

（守屋和佳警防課長登壇）

守屋和佳警防課長 私からは、救急救命士研修負担金についてご説明をさせていただきます。

救急隊員として5年以上または2,000時間以上の実務経験を積んだ職員が、救急救命士となるため救急救命東京研修所に入校し、約半年間の研修を受けるための負担金となります。負担金は200万6,000円で、令和6年度は前期及び後期で各1名研修生を派遣したため、この金額となっております。

以上でございます。

議長（赤岩秀文議員） 5番、本橋貢議員。

5番（本橋 貢議員） ありがとうございます。インターネット販売で消防車両を販売されたということなのですが、何年ぐらい乗られた、走行距離とかそういったもの、また企業で購入されて企業内で使うのだと思うのですが、使う場合にはこちらのほうから使い方とか、そういった講習とか教えに行くとか、そういったことなのでしょうか。

議長（赤岩秀文議員） 総務課長。

引間宣行消防本部専門員兼総務課長 ただいまの質問に対し、お答えいたします。

消防車両につきましては救助工作車といたしまして、約20年走行しました。キロ数は現在ちょっとお答えできないのですが、約20年乗った車両でございます。外国への売払いという形になっております。

以上でございます。

議長（赤岩秀文議員） 5番、本橋貢議員。

5番（本橋 貢議員） ありがとうございます。海外というと輸送料は向こう持ちという形なのでしょうか。

議長（赤岩秀文議員） 総務課長。

引間宣行消防本部専門員兼総務課長 そのとおりでございます。

議長（赤岩秀文議員） 3回目。

5番（本橋 貢議員） 別のほうの質問。

議長（赤岩秀文議員） 総じてなので申し訳ありません。

他に質疑ございますか。

（「なし」と言う人あり）

議長（赤岩秀文議員） それでは、質疑なしと認めます。

以上で議案16号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（赤岩秀文議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」と言う人あり）

議長（赤岩秀文議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第16号を採決いたします。

本案はこれを認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（赤岩秀文議員） 総員起立であります。

よって、議案第16号は認定することに決しました。

○議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（赤岩秀文議員） 次に、議案第17号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

水道局長。

（北堀史子水道局長登壇）

北堀史子水道局長 議案第17号 秩父広域市町村圏組合水道事業給水条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の2ページを御覧ください。改正点の1点目は、本条例の提案理由にもありますように、災害その他非常の場合における給水装置工事の施行に係る特例を定めるものでございまして、災害等の非常時において、地元の給水装置工事事業者の確保が困難と判断されるとき、宅内配管の早期復旧を図るため、他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者による給水装置工事の実施を可能にし、宅内配管の復旧に対応できる業者を確保するための改正であります。

なお、本改正は、指定給水装置工事事業者制度を導入している各水道事業者に対して、国土交通省から法改正の検討を促す通知によるものであり、関連する第9条第1項を一部改正したいものでございます。

改正点の2点目は、提案理由にありますように、令和8年4月1日から水道料金の改正を行いたため、基本料金及び水道料金の別表の改正をするものであります。改正内容につきましては、議案第17号参考資料の新旧対照表を御覧ください。

なお、本条例の施行日は、公布の日から施行といたします。ただし、別表第2及び別表第3の改正規定は、令和8年4月1日から施行といたします。

以上で議案第17号の説明を終了いたします。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（赤岩秀文議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（赤岩秀文議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案について、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（赤岩秀文議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（赤岩秀文議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第17号を採決いたします。

本案は原案のとおり、これを可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（赤岩秀文議員） 総員起立であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（赤岩秀文議員） 次に、議案第18号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

（濱田雅之事務局長登壇）

濱田雅之事務局長 議案第18号 令和7年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1回）につ

きましてご説明申し上げます。

本補正予算は、令和6年度一般会計決算に係る繰越金の歳入補正のほか、人件費及び事業費に係る歳出補正を行いたいものでございます。

補正予算書の1ページを御覧ください。本補正は、第1条にあります歳入歳出予算の補正と、第2条の債務負担行為の設定を行いたいものでございます。

まず、歳入歳出の補正は、第1条にありますように歳入歳出現計予算の総額40億4,171万4,000円に、歳入歳出それぞれ2億3,176万3,000円の増額補正を行い、補正後の歳入歳出予算額を42億7,347万7,000円としたいものでございます。

次に、第2条における債務負担行為の設定でございますが、4ページ、第2表、債務負担行為を御覧願います。顧問弁護士業務委託料を対象とするもので、弁護士業務は、組合業務が消防業務をはじめ水道事業、ごみ処理及びし尿処理事業など多岐にわたり、組合内部で解決することが困難な事例が今後、想定されますことから、専門的かつ詳細な法律知識を有する弁護士と、令和7年12月1日から令和9年11月30日までの2か年間に期間とする契約を締結したいため、債務負担行為を設定するものでございます。

なお、令和7年度中の予算執行予定額13万2,000円を、今回の歳出補正予算へ計上しております。

それでは、歳入歳出補正の内容を補正予算書事項別明細書でご説明いたします。8、9ページをお開きください。歳入は、第6款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金を2億3,176万3,000円増額し、補正後の額を2億6,376万3,000円とするものでございます。

議案第16号で認定をいただきました、令和6年度秩父広域市町村圏組合一般会計決算に伴う決算剰余金の2億6,376万3,789円から、令和7年度当初予算の繰越金に計上しました3,200万円を差し引いた金額となります。

次に、10、11ページをお開きください。歳出は、本年度の人事異動に伴い生じた会計年度任用職員を含む人件費補正及び一部の事業費補正でございます。各費目の人件費補正内容につきましては、この後ご説明を申し上げますが、会計年度任用職員の報酬を総額で392万9,000円増額、職員の給料を総額で1,721万7,000円減額、職員手当等を総額で365万1,000円減額、共済費を総額で487万5,000円減額し、人件費を総額で2,181万4,000円減額したいものでございます。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費につきましては、給料、職員手当等、共済費の職員人件費を377万3,000円減額、第12節委託料では、債務負担行為でご説明いたしました顧問弁護士委託料として、12月から3月までの4か月分の13万2,000円を新たに計上するとともに、職員健康診断業務及び職員研修業務の事業費確定に伴い13万3,000円を減額し、補正後の額を1億6,958万5,000円としたいものでございます。

第3款民生費、第1項福祉費、第1目介護認定審査会費につきましては、人件費を111万6,000円減額し、補正後の額を5,731万7,000円に、第2目自立支援審査会費は、人件費を42万9,000円増額し、

補正後の額を1,338万4,000円に、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第4目斎場費につきましては、人件費を122万4,000円減額。

12、13ページをお開き願います。第8節旅費では、会計年度任用職員の費用弁償として4万3,000円を増額し、補正後の額を9,730万9,000円としたいものでございます。

次に、第4款衛生費、第2項清掃費、第1目清掃総務費につきましては、人件費を843万5,000円減額し、補正後の額を8,942万4,000円に、第2目クリーンセンター費につきましては、人件費を356万円増額、第10節需用費では、排ガス処理設備における特殊助剤定量供給装置用部品の損耗による交換、給水設備における浄水設備記録計の作動不良による当該機器の購入のための消耗品費を71万5,000円増額、2号炉燃焼設備におけるブリッジ解除装置用油圧シリンダーの作動不良による交換修理、純水装置塩素計量槽の破損による交換修理のための修繕料を370万7,000円増額、第12節委託料では、施設機器等に係る各種事業費の確定により合計で433万4,000円減額。

続いて、14、15ページをお開き願います。第13節使用料及び賃借料では、地元2町会の栃谷本町会並びに栃谷町会関係者による視察研修中止によりバス借上料を12万円減額し、補正後の額を6億116万7,000円に、第3目環境衛生センター費につきましては、人件費を94万円増額し、補正後の額を1億5,008万9,000円に、第5目し尿総務費につきましては、人件費を211万2,000円減額し、補正後の額を9,480万2,000円に、第6目清流園につきましては、人件費を738万9,000円減額、第8節旅費では、会計年度任用職員の費用弁償として3万1,000円増額し、補正後の額を2億3,644万5,000円に、第7目溪流園費につきましては、人件費を30万円減額し、補正後の額を9,085万円としたいものでございます。

16、17ページをお開き願います。第8目小鹿野し尿処理センター費につきましては、人件費を22万4,000円減額し、補正後の額を1億1,192万7,000円としたいものでございます。

次に、第5款消防費、第1項消防費、第1目常備消防費につきましては、人件費を217万円減額し、補正後の額を14億9,855万2,000円とし、第2目消防施設費につきましては、第12節委託料では、本部庁舎建築物環境衛生管理等業務委託、高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線設備保守点検業務委託の事業費確定に伴い134万円を減額、第14節工事請負費では、秩父消防署東分署下水道接続工事の工事費の増額により153万円を増額し、補正後の額を1億7,088万4,000円としたいものでございます。

次に、第8款予備費、第1項予備費、第1目予備費につきましては、2億5,334万6,000円増額し、補正後の額を2億8,334万6,000円としたいものでございます。歳入補正の2億3,176万3,000円と、歳出補正の第2款総務費から第5款消防費までの計2,158万3,000円の減額分との合計額となります。

歳出合計で、歳入合計と同額の2億3,176万3,000円の増額補正となります。

最後に、18ページから給与費明細書、債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額、または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書となります。

が、説明は省略させていただきます。

以上で議案第18号の説明を終わります。何とぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（赤岩秀文議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

（「なし」と言う人あり）

議長（赤岩秀文議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（赤岩秀文議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（赤岩秀文議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第18号を採決いたします。

本案は原案のとおり、これを可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（赤岩秀文議員） 総員起立であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（赤岩秀文議員） 次に、議案第19号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

水道局長。

（北堀史子水道局長登壇）

北堀史子水道局長 議案第19号 令和7年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第2回）についてご説明申し上げます。

議案書の6ページを御覧ください。今回の補正は、消費税及び地方消費税還付金の変更による収入の変更と路面復旧費の見直し、工事請負費の見直し及び追加計上による支出の変更並びに債務負担行為の変更でございます。

まず、第1条は省略いたしまして、第2条は業務の予定量のうち、(4)、主要な建設改良事業について補正額に基づき記載しております。

次に、第3条は、収益的収入及び支出についての補正でございます。収益的収入の第1款、第2項営業外収入でございますが、1,558万6,000円を増額するものでございまして、建設改良費の補正に伴う消費税及び地方消費税還付金の増額によるものでございます。

次に、収益的支出の第1款、第1項営業費用でございますが、45万円を増額するもので、緊急漏水修繕工事箇所の舗装修繕として路面復旧費を増額するものでございます。

次に、第4条は、資本的支出についての補正でございます。第4条の冒頭の記述は、資本的収入が資本的支出に不足する額の補填財源に関する内容を、それぞれの項目と金額について補正するものでございます。

資本的支出につきましては、第1款、第1項建設改良費1億7,139万2,000円を増額するものでございまして、当初設計より資材及び労務費が高騰したことによる単価見直しのほか、工事方法の変更などによるものが7路線、新たな追加工事に伴う補正分として1路線に関するものでございます。

次に、第5条につきましては、既決の債務負担行為2件について限度額を補正するものでございます。

7ページを御覧ください。1段目の市道原谷269号線外配水管布設替工事及び2段目の横瀬町町道3107号線外配水管布設替工事について、今回の建設改良費の補正に伴い限度額を修正してございます。

以上で議案第19号の説明を終了させていただきます。別冊の水道事業会計補正予算第2回説明書と併せて御覧いただければと存じます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（赤岩秀文議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

(「なし」と言う人あり)

議長（赤岩秀文議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長（赤岩秀文議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

(「なし」と言う人あり)

議長（赤岩秀文議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第19号を採決いたします。

本案は原案のとおり、これを可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（赤岩秀文議員） 総員起立であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決することに決しました。

○閉会の宣告

議長（赤岩秀文議員） 以上で今期定例会の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして令和7年第3回秩父広域市町村圏組合議会11月定例会を閉会いたします。

閉会 午後 2時52分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年11月14日

議 長 赤 岩 秀 文

署名議員 猪 野 茂

署名議員 今 井 敏 夫

署名議員 小 松 穂 波

